

官報 号外 昭和四十一年十二月二十日

○ 第五十三回 参議院会議録追録（その一）

〔第五号参照〕
審査報告書

昭和四十一年度一般会計補正予算（第1号）
昭和四十一年度政府関係機関補正予算（機第1号）
昭和四十一年度特別会計補正予算（特第1号）
昭和四十一年度政府機関補正予算（機第1号）
昭和四十一年度一般会計補正予算（第1号）
昭和四十一年度政府機関補正予算（機第1号）
昭和四十一年度政府機関補正予算（機第1号）
昭和四十一年度一般会計補正予算（第1号）
昭和四十一年度政府機関補正予算（機第1号）
昭和四十一年度政府機関補正予算（機第1号）
昭和四十一年度政府機関補正予算（機第1号）

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

予算委員長 石原幹市郎
参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

昭和四十一年度一般会計補正予算（第1号）

は、歳出面において、人事院勧告に伴う公務員

の給与改善費、災害対策関係費、農業共済再保

険特別会計並びに食糧管理特別会計への繰入
れ、稻作改善対策特別事業費、石炭対策関係
費、商工組合中央金庫出資金、義務的経費の補

てん、固定資産税の免稅点引上げ等に伴う臨時
地方交付税交付金、所得稅收入等の追加計上に伴
う地方交付税交付金等合計一千九百九十二億九
千五百九十一万九千円の追加を行ない、これに
必要な財源として、歳入面において、租稅及び
印紙收入一千四百六十億一千七百万円、稅外收
入百六十八億六千四十九万八千円、合計一千六
百二十八億七千七百四十九万八千円の増収を見
込むとともに、歳出面において、既定経費の節

減及び予備費の減額により、三百六十四億一千八百四十二万一千円を修正減少して、これに充てようとするものである。
この補正により、昭和四十一年度一般会計予算の総額は、歳入歳出とも、それぞれ、一千六百三十八億七千七百四十九万八千円を増加し、四兆四千七百七十一億四千七百八十八万八千円となる。

昭和四十一年度特別会計補正予算（特第1号）は、一般会計の補正及び公務員給与の改善等に伴い、産業投資特別会計、食糧管理特別会計等十二特別会計について、それぞれ所要の補正を行なおうとするものである。

昭和四十一年度政府機関補正予算（機第1号）は、日本国有鉄道について、運輸収入の減少等による資金不足を補うため、所要の補正を行なおうとするものである。

右の措置は、当初予算作成後の事由に基づき特に緊要となつたものについての予算措置であつた。よつて要領書を添えて、報告する。

参議院議長 重宗 雄三殿 運輸委員長 江藤 智

審査報告書

一、費用

本法律案により、昭和四十一年度における政

府の債務保証の限度額は二十五億七千四百九十万円、利子補給の限度額は六億八千三十四万八千円及び損失補償の限度額は二億三千四百九十万円と定められている。

右全会一致をもつて別冊の通り修正すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

審査報告書

内航海運業法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて別冊の通り修正すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

審査報告書

昭和四十一年十二月二十日

運輸委員長 江藤 智

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、本年八月の人事院勧告を実施するため、一般職の國家公務員の給与について、全俸給表の俸給月額を改定し、並びに初任給調整手当、扶養手当及び通勤手当の改正を行なうとともに、非常勤職員手当の支給限度額の改正を行なおうとするもので、妥当な措置と認められる。

附則第一項中「昭和四十一年十月一日」を「昭和四十二年四月一日」に改める。
附則第二項中「三月三十一日」を「九月三十日」に改める。
附則第三項中「四月一日」を「十月一日」に、「昭和四十三年九月一日から同月三十日」に改める。

昭和四十一年十二月二十日
参議院議長 重宗 雄三殿

審査報告書

特定船舶整備公團法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年十二月二十日

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、内航海運業の現状にかんがみ、健全な発達を図るために、これを許可制としようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、施行期日及び関連事項について所要の修正を加えた。
修正を加えた。

要領書

「特定船舶整備公團法」を「船舶整備公團法」に改めることとする。
附則第十一項及び第十二項（見出しを含む）中

百万円が、本年度一般会計補正予算(第1号)及び特別会計補正予算(第1号)にそれぞれ計上されている。

審査報告書

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年十二月二十日

内閣委員長 熊谷太三郎

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、一般職の職員の給与改定に伴い、内閣総理大臣、国務大臣級を除く特別職の職員の俸給月額を改定するとともに、委員会委員等の日額手当の支給限度額を改正しようとするもので、妥当な措置と認める。

一、費用
本法律施行に要する経費として、本年度一般会計補正予算(第1号)に約一千八百万円が計上されている。

官報(号外)

審査報告書

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

参議院議長 重宗 雄三殿 内閣委員長 熊谷太三郎

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

一、委員会の決定の理由
本法律案は、一般職の職員の給与改定に伴い、内閣総理大臣、国務大臣級を除く特別職の職員の俸給月額を改定するとともに、委員会委員等の日額手当の支給限度額を改正しようとするもので、妥当な措置と認める。

一、費用
本法律施行に要する経費として、本年度一般会計補正予算(第1号)に約一千八百万円が計上されている。

4 第十二条に次の二項を加える。
第一項の規定により郵政大臣が取り扱う事務について必要な事項は、郵政省令で定める。
附則第一項及び第二項中「昭和四十一年七月一日」を昭和四十二年一月一日に改める。
附則第三項中「昭和四十一年分(同年六月の支給に係る分を除く。)」を「昭和四十一年分」に改めること。

昭和四十一年十二月二十日 参議院議長 重宗 雄三殿 内閣委員長 熊谷太三郎

旧勲章年金受給者に関する特別措置案
右全会一致をもつて別冊の通り修正すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年十二月二十日

内閣委員長 熊谷太三郎

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、占領期間中の連合国占領軍等の行為等による被害者又はその遺族に対する救済措置が現行法において十分でないため、あらたに特別給付金支給の措置等を講じようとするもので、妥当な措置と認める。

一、費用
本法律施行に要する経費は、約九億三千五百円の見込みである。

附則第五項中「昭和四十一年法律第 号」を

「昭和 年法律第 号」に改める。

要領書

審査報告書

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

参議院議長 重宗 雄三殿 内閣委員長 熊谷太三郎

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

一、委員会の決定の理由
本法律案は、一般職の職員の給与改定の例に準じて、防衛庁職員の俸給月額及び防衛大学校

の施行期日等について所要の修正を行なつた。
一、費用
本法施行のため要する経費は、約九億円の見込みである。

審査報告書

連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

一、費用
本法施行のため要する経費は、約九億円の見込みである。

一、委員会の決定の理由
この議定書は、千九百六十五年の議定書により一ヶ年延長された千九百六十二年の国際小麦協定の有効期間をさらに一ヶ年延長することを内容とするものである。わが国としては、できる限りすみやかに正式受諾するよう努力する旨の通告を行なつたことにより、暫定的に議定書の締約国とみなされているものであつて、正式受諾を行なうことは、安定した価格による小麦の輸入必要量の確保等の見地から望ましいと考えられるので、妥当な措置と認める。

一、費用
国際小麦理事会分担金として、昭和四十一年度予算に約四百五十万円が計上されている。

要領書

審査報告書

昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

一、費用
昭和四十一年十二月二十日 参議院議長 重宗 雄三殿 地方行政委員長 岸田 幸雄

要領書

審査報告書

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年十二月二十日 参議院議長 重宗 雄三殿 外務委員長 木内 四郎

一、委員会の決定の理由
この法律案は、固定資産税の免税点の引き上げ等に伴う地方団体の減収に対処するため、臨時地方特例交付金中に、新たに、総額五十億五千九百万円の第三種特例交付金を設け、これを市町村および都に対しても交付するとともに、地方公務員の給与改定に要する経費の財源を地方団体に附与するため、基準財政需要額の算定に用いる単位費用を引き上げる等の措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認められる。

一、費用
補正予算により追加された地方交付税交付金の増加額三百六億五千九十四万七千円及び臨時地方特例交付金の増加額五十億五千九百万円は、昭和四十一年度交付税及び譲与税配付金特別会計歳出予算に計上されている。

審査報告書

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年十二月二十日

地方行政委員長 岸田 幸雄

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、都道府県および市区町村を通じて全國大多数の地方公共団体の議会の議員又は長の任期が明年三月から五月までに満了することとなる実情にかんがみその任期満了による選挙の期日を統一し、それに伴う必要な措置を講じようとするものであつて、おおむね妥当な措置であると認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年十二月二十日

大蔵委員長 德永 正利

十一年度約七億円である。

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

二、委員会の決定の理由

本法律案は、昭和四十一年度一般会計補

正予算に、六十五億五千六百万円が農業共済再保険特別会計への繰入額として計上されている。

審査報告書

地方行政委員長 岸田 幸雄

要領書

一、委員会の決定の理由

昭和四十一年産米穀についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年十二月二十日

大蔵委員長 徳永 正利

審査報告書

一、委員会の決定の理由

昭和四十一年産米穀につき、事前完渡申込制度の円滑な実施に資するため、事前完渡申込に基づいて政府に米穀を売り渡した者の個人については所得税、農業生産法人については法人税を軽減しようとするものであつて、適当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年十二月二十日

大蔵委員長 德永 正利

十一年度約七億円である。

参議院議長 重宗 雄三殿

審査報告書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、昭和四十一年度一般会計補

正予算に炭鉱整理促進費補助金として二十億四百万円が計上されている。

審査報告書

地方行政委員長 岸田 幸雄

要領書

一、委員会の決定の理由

昭和四十一年十二月二十日

法務委員長 和泉 健

審査報告書

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い最高裁判所の裁判官以外の裁判官の給与を改定しようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

要領書

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

本法律案は、昭和四十一年度一般会計補

正予算に炭鉱整理促進費補助金として二十億四百万円が計上されている。

審査報告書

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年十二月二十日

社会労働委員長 千葉千代世

昭和四十一年十二月二十日

法務委員長 和泉 健

参議院議長 重宗 雄三殿

本法律案は、石炭鉱業の合理化に伴い離職を

余儀なくされた炭鉱離職者の再就職を促進するため、炭鉱離職者求職手帳の発給要件の緩和、炭鉱労働者として再就職する炭鉱離職者に対する移住資金の支給等を行なおうとするもので、妥当な措置と認める。

要領書

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年十二月二十日

商工委員長 村上 春藏

審査報告書

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、石炭鉱業の整備の円滑化を図るために、石炭鉱山整理促進交付金及び石炭鉱山整理交付金の交付に関する制度を拡充し、石炭鉱業合理化事業団が採掘権者、租鈍権者あるいは廃止事業者にかわつて弁済する債務に労働者に対する貯蓄金の返還の債務を加えるとともに、採掘権者等が事業団へ納める納付金の限度額を引き上げようとするものであつて、おおむね妥当な措置であると認める。

審査報告書

法務委員長 和泉 健

審査報告書

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年十二月二十日

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴

い最高裁判所の裁判官以外の裁判官の給与を改定しようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

要領書

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴

い最高裁判所の裁判官以外の裁判官の給与を改

定しようとするものであつて、おおむね妥当な

措置と認める。

要領書

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い検事総長以外の検察官の給与を改定しようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認められる。

二、費用

本法施行に要する費用は、本年度補正予算に一億三千七百万円が計上されている。

審査報告書(文教委員会第一号)

一、議院の会議に付する要するもの

二、内閣に送付する要するもの

三、大学に情報処理研究施設設備に関する請願

四、内閣に送付する要するもの

五、議院の会議に付する要するもの

六、内閣に送付する要するもの

七、農林水産委員会第一号

八、各学校の新制度確立等に関する請願

九、心臓病の子供の教育のため病、虚弱児

十、学校及び学級増設に関する請願

十一、正課教材採択に関する請願

十二、内閣に送付する要するもの

十三、山村振興のための国行政組織等強化に関する請願

十四、内閣に送付する要するもの

十五、農林水産委員会第一号

十六、山村振興事業の補助率引上げ等に関する請願

十七、内閣に送付する要するもの

十八、母子福祉団体の「お母さん貯金旅行」に対する国鉄運賃の团体割引適用に関する請願

十九、内閣に送付する要するもの

二十、三陸沿岸縦貫鉄道の早期完遂に

廿一、内閣に送付する要するもの

廿二、内閣に送付する要するもの

廿三、内閣に送付する要するもの

廿四、内閣に送付する要するもの

第一三八号 公立学校警備員の設置に関する請願

第一七四号 各種学校の新制度早期確立に関する請願

第六一四号 小中学校の寄宿舎に対する国庫補助の増額に関する請願

第六四五号 療護教諭必置のための養護教諭養成所設置等に関する請願

第六四六号 学校警備員の設置に関する請願

第六八一号 夜間部学生の生活と権利の保障に関する請願

第六九七号 無給医局員の待遇改善に関する請願

第六二〇号 国有林野活用における幼令樹補植に関する請願

第六四一号 消費者米価の値上げ反対に関する請願

第六四二号 消費者米価値上げ反対に関する請願

第六四三号 生乳取引価格の適正化に関する請願

第六四四号 消費者米価値上げ反対に関する請願

第六四五号 地方税の賦課徴収に関する請願

第六四六号 地方税の賦課徴収に関する請願

第六四七号 地方税の賦課徴収に関する請願

第六四八号 地方税の賦課徴収に関する請願

第六四九号 地方税の賦課徴収に関する請願

第六五〇号 地方税の賦課徴収に関する請願

第六五一号 地方税の賦課徴収に関する請願

第六五二号 地方税の賦課徴収に関する請願

第六五三号 地方税の賦課徴収に関する請願

第六五四号 地方税の賦課徴収に関する請願

第六五五号 地方税の賦課徴収に関する請願

第六五六号 地方税の賦課徴収に関する請願

一、議院の会議に付する要するもの

審査報告書(農林水産委員会第一号)

請願

二、内閣に送付する要するもの

審査報告書(運輸委員会第一号)

請願

三、議院の会議に付する要するもの

審査報告書(運輸委員会第一号)

請願

四、内閣に送付する要するもの

審査報告書(内閣委員会第一号)

請願

一、内閣に送付する要するもの

第五号 科学技術庁に電子局設置に関する請願

願

第三九号 生乳取引価格の適正化に関する請願

願

第一二七号 てん菜の生産対策強化に関する請願

願

第一六号 土地改良区の運営費に対する財政措置に関する請願

願

第六四九号 第五〇号、第五一号、第五二号、第五五号、第五四号、第一五四号、第一五五号、第二〇五号、第二五二号、第三八七号、第四一六号、第五七一号、恩給、年金等受給者の処遇に関する請願

願

第六一八号 消費者米価の値上げ反対に関する請願

請願

第六四二号 消費者米価値上げ反対に関する請願

請願

第六四三号 生乳取引価格の適正化に関する請願

請願

第六四四号 消費者米価値上げ反対に関する請願

請願

第六四五号 地方税の賦課徴収に関する請願

請願

第六五〇号 地方税の賦課徴収に関する請願

請願

第六五一号 地方税の賦課徴収に関する請願

請願

第六五二号 地方税の賦課徴収に関する請願

請願

第六五三号 地方税の賦課徴収に関する請願

請願

第六五四号 地方税の賦課徴収に関する請願

請願

第六五五号 地方税の賦課徴収に関する請願

請願

第八七号、第一五六号、第一五七号、第四九号
一四号、第三三五号、第三一大号、第三一
七号、第三一八号、第三二九号、第三三〇号、
第三七四号、第三七五号、第三七六号、第三
七七号、第三七八号、第三七九号、第三八〇
号、第三八一号、第三八二号、第三八三号、
第三八四号、第三九三号、第三九四号、第三九
五号、第三九六号、第三九七号、第三九八
号、第三九九号、第四〇〇号、第四〇一号、
第四〇二号、第四〇三号、第四〇四号、第四
〇五号、第四〇六号、第四〇七号、第四〇八
号、第四〇三号、第四〇四号、第四〇五号、
第四〇六号、第四〇七号、第四〇八号、第四
〇九号、第四〇三号、第四〇四号、第五二五
号、第五二六号、第五二七号、第五二八号、
第五二九号、第四六四号、第四六五号、
第四六六号、第四六七号、第四九七号、第五
三三号、第五三三号、第五三四号、第五三五
号、第五三六号、第五三三号、第五五四号、第
五五五号、第五五六号、第五五七号、第五五八
号、第五五九号、第五六〇号、第五六一号、
第五六二号、第五六三号、第五六四号、第五
六五号、第五六六号、第五六七号、第五六八
号、第五七九号、第五八〇号、第五八一号、
第五八二号、第五八三号、第五八四号、第五
八五号、第五八六号、第五八七号、第五八八
号、第五八九号、第五九〇号、第五九一号、
第五九二号、第五九三号、第五九四号、第五
九五号、第五九六号、第五九七号、第五九八
号、第五九九号、第六〇〇号、第六〇一号、
第七〇八号、第七〇九号、第七一〇号、第七

一一号、第七一二号 法務局職員の一万名増員等に関する請願
第三七三号、第六〇八号 傷病恩給等の不均衡は正にに関する請願
第六一六号 戦没者遺族の待遇改善に関する請願
第七〇一号 恩給、年金等受給者の待遇に関する請願
二〇二〇年六月三十日 (二つて改訂)。

内閣委員長 熊谷太三郎
昭和四十一年十二月三十日

審查報告書(外務委員會第一號)

議院の会議に付するを要する中の
一、内閣に送付するを要するもの

久化等に關する請願
第六〇六号、第六〇七号、第六四八号、第六

七九号、第六八〇号 アジア、アフリカ及び
中近東諸国の産業開発援助に關する請願
右の通り審査決定し。よつて報告する。

右の通り審査決定した よりて 著作権登録

參議院議長 重宗 雄三殿 外務委員長 木内 四郎

審查報告書(地方行政委員会第一号)

議院の會議に付するを要するもの
一、内閣に送付するを要するもの

第七号 山村町村の財政強化に関する請願
第一一七号、第二一三号 地方公務員給与改

第一二八号、第一三七号、第二三四号 地方
公務員等共済組合法の制度改善に関する請

第一二三号、第二一九号 願松代群発地震地域

昭和四十一年十二月三十日

参議院会議録追録(その一) 審査報告書(第五号参照)

の四十四市町村の災害特別地域指定に関する請願
第六〇九号 地方公務員の給与改定早期実施とこれに伴う財源措置に関する請願
第六一〇号 交通事故防止に関する請願
第六一二号 基準財政需要額の基準単価引上げに関する請願
第六一二号 国庫補助負担事業にかかる地方超過負担解消に関する請願
右の通り審査決定した。よつて報告する。
昭和四十一年十二月二十日
参議院議長 重宗 雄三殿
地方行政委員長 岸田 幸雄

審査報告書(商工委員会第一号)

一、議院の会議に付するを要するもの

一、内閣に送付するを要するもの

第一号 国産電子計算機振興のための利用増大方策の実施に関する請願

第三号 東京にアジア・エレクトロニクス研修センター設置に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和四十一年十二月二十日

参議院議長 重宗 雄三殿

商工委員長 村上 春藏

審査報告書(大蔵委員会第一号)

一、議院の会議に付するを要するもの

一、内閣に送付するを要するもの

第二八号、第二九号、第三〇号、第三一号、
第八〇号、第八五号、第一〇二号、第一〇三号、第一〇四号、第二〇九号、第二五六号、
第二五七号、第二五八号、第二五九号、第二六〇号、第二六一号、第二六二号、第二六三号、第二六四号、第二六五号、第二六六号、
第二六七号、第二六八号、第二六九号、第二

第六五七号、第六五八号、第六五九号、第六六〇号、第六六二号、第六六三号、第六六四号、第六六五号、第六六六号、第六六七号、第六六八号、第六六九号、第六七〇号、第六七一号、第六七二号、第六七三号、第六七四号、第六七五号、第六七六号、第六七七号、第六七八号、酒税の軽減に関する請願	第六五七号、第六五八号、第六五九号、第六六〇号、第六六二号、第六六三号、第六六四号、第六六五号、第六六六号、第六六七号、第六六八号、第六六九号、第六七〇号、第六七一号、第六七二号、第六七三号、第六七四号、第六七五号、第六七六号、第六七七号、第六七八号、酒税の軽減に関する請願
第三二号 邦楽器の物品税課税廃止に関する請願	第三二号 邦楽器の物品税課税廃止に関する請願

第一〇七号、第一一〇号、第一一八一号、引揚者在外私有財産の国家補償に関する請願	第一〇七号、第一一〇号、第一一八一号、引揚者在外私有財産の国家補償に関する請願
第一八〇号 個人企業の完全給与制実施に関する請願	第一八〇号 個人企業の完全給与制実施に関する請願
右の通り審査決定した。よつて報告する。	右の通り審査決定した。よつて報告する。
昭和四十一年十二月二十日	昭和四十一年十二月二十日
参議院議長 重宗 雄三殿	大蔵委員長 德永 正利

審査報告書(社会労働委員会第一号)	審査報告書(社会労働委員会第一号)
一、議院の会議に付するを要するもの	一、内閣に送付するを要するもの
第一一七号 療術の新規開業制度に関する請願	第一一七号 療術の新規開業制度に関する請願
第二〇号 福岡市に国立視力障害センター設置に関する請願	第二〇号 福岡市に国立視力障害センター設置に関する請願
第三五号 保育事業の育成強化に関する請願	第三五号 保育事業の育成強化に関する請願
第三六号 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する請願	第三六号 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する請願
第三七号、第一四五号、第二二七号 栄養士に関する法律の一部改正に関する請願	第三七号、第一四五号、第二二七号 栄養士に関する法律の一部改正に関する請願
法第五条の二の第二号改正に関する請願	法第五条の二の第二号改正に関する請願
第三八号、第一一〇号、第一一四六号、第二〇六号、第二〇七号、第三〇九号、第五三八号 衛生検査技師法の一部改正に関する請願	第三八号、第一一〇号、第一一四六号、第二〇六号、第二〇七号、第三〇九号、第五三八号 衛生検査技師法の一部改正に関する請願
右の通り審査決定した。よつて報告する。	右の通り審査決定した。よつて報告する。
昭和四十一年十二月二十日	昭和四十一年十二月二十日
参議院議長 重宗 雄三殿	大蔵委員長 德永 正利

審査報告書	審査報告書
経過の概要	経過の概要
本法案は、第五十二回国会の会期末に衆議院から提出され、継続審査となり、第五十二回国会において再び継続審査となつたが、資料の収集に止まり審査を終了するに至らなかつた。	本法案は、第五十二回国会においても検討を加えたが、なお慎重な審査を必要とするため、閉会中も継続審査を行なうこととなつた。閉会中においては、主として資料の収集に努めたが、審査を終了するに至らなかつた。
第三七二号 戰傷病者特別援護法是正に関する請願	第三七二号 戰傷病者特別援護法是正に関する請願
右の件について、審査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。	右の件について、審査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。
昭和四十一年十一月二十九日	昭和四十一年十一月二十九日
内閣委員長 熊谷太三郎	内閣委員長 熊谷太三郎

審査報告書	審査報告書
経過の概要	経過の概要
本法案は、第五十二回国会の会期末に衆議院から提出され、継続審査となり、第五十二回国会において再び継続審査となつたが、資料の収集に止まり審査を終了するに至らなかつた。	本法案は、第五十二回国会においても検討を加えたが、なお慎重な審査を必要とするため、閉会中も継続審査を行なうこととなつた。閉会中においては、主として資料の収集に努めたが、審査を終了するに至らなかつた。
第四四八号、第四四九号、第四五〇号、第四九三号 児童福祉施設最低基準の改定に関する請願	第四四八号、第四四九号、第四五〇号、第四九三号 児童福祉施設最低基準の改定に関する請願
右の件については、審査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。	右の件については、審査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。
昭和四十一年十一月二十九日	昭和四十一年十一月二十九日
社会労働委員長 千葉千代世	社会労働委員長 千葉千代世

<p>経過の概要 本法律案は、第五十一回国会に提出され、同国 会において、提案理由の説明及び参考人の意見を 聴取し、政府に対して質疑を行なつた。 これに続く閉会中から第五十二回国会閉会中ま で、主として資料の収集に努めたが、なお、充分 検討の必要があり、審査を終了するに至らなかつ た。</p>
<p>審査報告書 身体障害者福祉法等の一部を改正する法律案 (継続案件) 右の件については、審査を終らなかつた。よつ て経過の概要を添えて、報告する。 昭和四十一年十一月二十九日 参議院議長 重宗 雄三殿 社会労働委員長 千葉千代世</p> <p>審査報告書 内航海運業法の一部を改正する法律案 (継続 案件) 右の件については、審査を終らなかつた。よつ て経過の概要を添えて、報告する。 昭和四十一年十一月二十九日 参議院議長 重宗 雄三殿 運輸委員長 江藤 智</p>
<p>経過の概要 本法律案は、第五十一回国会に提出され、同国 会において提案理由の説明を聴取し、以後第五十 二回国会閉会中まで資料の収集に努めたが、審査 を終了するに至らなかつた。</p> <p>審査報告書 土地収用法の一部を改正する法律案 (第五十 一回国会閉法第一四四号) (継続案件) (第五十一回国会閉法第一五一号) (継続案件) 右の件については、審査を終らなかつた。よつ て経過の概要を添えて、報告する。 昭和四十一年十一月二十九日 参議院議長 重宗 雄三殿 建設委員長 松永 忠二</p> <p>審査報告書 本委員会 第五十二回国会閉会中及び同閉会中 において、表記の件に關し、政府当局及び参考人 の出席を求め、官内庁、北海道開発庁、防衛庁、 外務省、大蔵省、文部省、日本専売公社及び国民 金融公庫關係の審査を行なつたほか、資料の収集 等に努めたが審査を終了するに至らなかつた。</p> <p>審査報告書 消費者基本法案(予備審査) (継続案件) 右の件については、審査を終らなかつた。よつ て経過の概要を添えて、報告する。 昭和四十一年十一月二十九日 参議院議長 重宗 雄三殿 物価等対策特別委員長 吉江 勝保</p>
<p>経過の概要 両法律案は、第五十一回国会に提出され、同国 会において、提案理由の説明を聴取し、質疑を行 ない、これに続く閉会中から第五十二回国会閉会 中まで、主として資料の収集に努めたが、なお、 充分検討の必要があり、審査を終了するに至らなかつた。 本法律案は、第五十一回国会に提出され、同国 会において、提案理由の説明を聴取し、これに統 く閉会中から第五十二回国会閉会中まで、主とし て資料の収集に努めたが、審査を終了するに至らなかつた。</p> <p>審査報告書 本委員会は、第五十二回国会閉会中、国家公務 員制度に関する件及び国家公務員の給与に關する 件について、佐藤人事院総裁、島田人事官及び政 府委員、また、國家公務員に関する件につい て、政府委員及び警察庁当局に対し、それぞれ質 疑を行なつた。 閉会後は、一般職の職員の給与についての報告 並びにその改訂についての勧告に關する件につい て、佐藤人事院総裁から説明を聴取し、同總裁、 森總理府総務長官、人事院及び總理府當局に、ま た、公務員の給与に關する件については、再度にわ たり、森總理府総務長官、塙見自治大臣、小沢大</p>

蔵政務次官、総理府及び大蔵省当局に、行政機構に關する件について、田中行政管理庁長官に対し、それぞれ質疑を行なう等調査を行なつたが、その対象が広範多岐にわたつており調査すべき事項が多いため、調査を終了するに至らなかつた。なお、國の地方出先機関、公務員制度等の実情調査のため、中京、北陸地方及び北九州地方に委員を派遣した。

調査報告書

國の防衛に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十一年十一月二十九日

参議院議長 重宗 雄三殿
内閣委員長 熊谷太三郎

経過の概要

本委員会は、第五十二回国会開会中は、主として資料の収集等に努めた。閉会後は、防衛廳に関する件について、再度にわたり上林山防衛廳長官、長谷川防衛政務次官及び防衛廳當局に対し質疑を行なう等調査を行なつたが、その対象が広範多岐にわたつており調査すべき事項が多いため、調査を終了するに至らなかつた。

地方行政の実情等調査のため、中京、北陸地方及び北九州地方に委員を派遣した。

調査報告書

國の防衛に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十一年十一月二十九日

参議院議長 重宗 雄三殿
地方行政委員長 岸田 幸雄

本委員会においては、本件調査について第五十

経過の概要

本委員会は、第五十二回国会開会後において左記事項に關し、自治大臣、行政管

理官おより関係政府當局の説明を求め質疑を行ない、地方公共團體の超過負担解消のための緊急措置に関する決議を行なつたほか、地方行政財政並びに地域開発諸法律の施行状況等調査のため、

福岡、佐賀、長崎、香川、愛媛、高知、徳島の各県に対し委員派遣を行なうなど銳意調査を進めたが、その対象が広範多岐にわたつているため、調査を終了するに至らなかつた。

記 一、地方事務官制度に関する件
一、特別職の地方公務員の私企業への関与に関する件

一、消防に関する件

一、市町村職員共済組合等に関する件

一、ILO八十七号条約に関する件

一、総武線の複々化に伴う地方財政に関する件

一、茨城県結城市における住民監査請求等に関する件

一、地方財政における超過負担解消に関する件
一、一〇・二一統一行動に関する件

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十一年十一月二十九日
参議院議長 重宗 雄三殿
法務委員長 和泉 覚

調査報告書

國際情勢等に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十一年十一月二十九日

参議院議長 重宗 雄三殿
外務委員長 木内 四郎

経過の概要

本委員会は、第五十二回国会開会中、当面の外交上の諸問題について、主として資料の収集を行なつた。

ついで、閉会中においては、沖縄問題、ベトナム問題、国連における中国代表権問題、椎名外務大臣の東南アジア及びヨーロッパ訪問についての問題等に關して、椎名外務大臣及び森總理府総務長官の見解を質すとともに、その間ににおいて、北海道近海安全操業問題等に關して北海道において実地調査を行なつてきたのであるが、いまだ調査を終了するに至つていない。

調査報告書

國の防衛に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十一年十一月二十九日

参議院議長 重宗 雄三殿
地方行政委員長 岸田 幸雄

調査報告書

租税及び金融等に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十一年十一月二十九日

参議院議長 重宗 雄三殿
大蔵委員長 德永 正利

経過の概要

本委員会は、第五十二回国会開会中に於いて、

林の払下げ事件に関する件、茨城県岩井町における背任収賄告発事件に関する件、北朝鮮技術者等の入國問題に関する件等について調査を行なつた。

第五十二回国会閉会後においては、司法行政及び検察行政、充春事犯対策並びに出入國管理に関する実情調査のため、委員派遣を行なつたほか、大阪拘置所問題偽証事件等に関する件、平新艦事件に関する件、検察行政に関する件、永住権申請許可に関する件、公務員の綱紀に関する件、被疑事件の処理状況等に関する件、選挙違反事件に関する件、少年法改正に関する件、朝鮮との往来に関する件、気仙沼区検察庁舎敷地の寄付に関する件、盜聴器設置事件に関する件等について調査を行なつたが、本件の調査を終了するに至らなかつた。

本委員会は、第五十二回国会開会中に於いて、

当面の財政金融問題等に関する各種調査資料の収集等を行なつた。

ついで、閉会中においては、当面の経済情勢及び財政金融等に関する件について大蔵大臣及び大蔵省當局に質疑を行なうほか、委員を東北・東海・近畿・中國の各地方に派遣し実地調査を行なつたが、その対象が広範多岐にわたつており、調査すべき事項が多いため、調査を終了するに至らなかつた。

本委員会は、第五十二回国会及び同閉会中において教育、文化及び学術に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十一年十一月二十九日

参議院議長 重宗 雄三殿
文教委員長 二木 謙吾

経過の概要

本委員会は、第五十二回国会及び同閉会中において教育、文化及び学術に関する調査を行なつた

が、特に日本教職員組合と文部大臣の意見に関する件、教職員の地位と給与に関する件、文部大臣の文教行政についての基本方針に関する件、学力

調査に関する件、学制改革に関する件、「期待される人間像」に関する件、後期中等教育の拡充整備に関する件、私学振興に関する件、教科書無償に

関する件、産炭地域における教育に関する件、教職員の管理職の範囲に関する件、看護教育に関する件、青少年の体力健康に関する件等について文部省等関係当局に対して質疑を行なつた。

また、同閉会中においては、福岡県、鹿児島県及び北海道に委員を派遣して、主としてべき地教育の実情等について調査を行なつた。

しかしながら、本調査はその対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかつた。

社会保障制度に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十一年十一月二十九日

社会労働委員長 千葉千代世

調査報告書

経過の概要

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十一年十一月二十九日

社会労働委員長 重宗 雄三殿

経過の概要

右の件については、本調査はその対象が広範多岐にわたるため調査を行なつた。

調査報告書

労働問題に関する調査(継続事件)

昭和四十一年十一月二十日 参議院会議録追録(その一) 調査報告書

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十一年十一月二十九日

社会労働委員長 千葉千代世
参議院議長 重宗 雄三殿

経過の概要

第五十二回国会及び同閉会中においては、本調査の一環として、労働行政の基本方針、港湾労働法の施行状況、黒磯町のガス中毒事故、奔別炭鉱爆発事故、一酸化炭素中毒症対策、不燃労働行為、最低賃金制度、公務員給与、一〇・二二統一行動、都市交通労働者の賃金、雇用促進事業団の建設住宅、織維産業の労働条件、失業対策等の諸問題について政府当局から説明を聴取し、質疑を行なつた。

特に、一酸化炭素中毒症対策については、参考人を招き意見を聴取し、質疑を行なつた。

第五十二回国会及び同閉会中においては、本調査の一環として、厚生行政の基本方針、赤痢、チフスの予防体制、簡易水道の整備、看護婦の充足、水俣病、救急医療制度及び被害者の補償、太田病院の閉鎖、輸血、身体障害者対策等の諸問題について、政府当局から説明を聴取し、質疑を行なつた。

また、名古屋市における准看護婦養成所問題に關する件については、参考人を招き意見を聴取し、質疑を行なつた。

なお、閉会中、委員を二班に分かち、広島、岡山、徳島及び高知の各県にそれぞれ派遣して、地方における労働行政の事情を調査した。

右のほか、閉会中及び閉会中において、関係資料を収集する等鋭意調査に努めたが、問題が広範多岐にわたるため、結論を得るに至らなかつた。

昭和四十一年十一月二十九日

社会労働委員長 千葉千代世
参議院議長 重宗 雄三殿

経過の概要

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十一年十一月二十九日

農林水産政策に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十一年十一月二十九日

農林水産委員長 山崎 斎

農林水産政策に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十一年十一月二十九日

農林水産委員長 山崎 斎

調査報告書

労働問題に関する調査(継続事件)

昭和四十一年十一月二十日 参議院会議録追録(その一) 調査報告書

当局及び参考人の出席を求めて調査を行なつたほか、農林水産業の実情調査のため、九州及び北海道地方に委員派遣を行なう等鋭意調査を進めてきたが、その対象が広範多岐にわたるため調査を終了するに至らなかつた。

(一) 北海道における外国漁船の漁業操業並びに寄港問題に関する件

(二) 乳価問題に関する件

(三) 農林水産基本政策に関する件

(四) 宮崎県細島甘味コンビナートに対する融資に関する件

(五) パナナ等輸入果実その他の問題に関する件

(六) 国有林野の払下げ等に関する件

調査報告書

運輸事情等に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十一年十一月二十九日

参議院議長 重宗 雄三殿
運輸委員長 江藤 智

経過の概要

本委員会は、第五十二回国会開会中及び閉会中において、鐵道輸送に関する都市交通の整備、國鉄第三次長期計画の一歩繰上げと資金の確保、昭和四十年度國鉄監査報告に因連して運賃改正後の輸送状況と運輸収入の見通し及び十月のダイヤ改正等の諸問題、また自動車関係として運転者の労働条件の改善、自動車運送事業者に対する指導監督の強化、ワンマンバスの運行と安全性及びLPG燃料の供給と価格の安定化等の問題、その他港湾労働法の実施に伴う港湾運送事業の実情、気象業務特に定点観測の現状、地方空港の整備状況及び航空業界の再編成の問題等について、関係当局より説明を聴取し、質疑を行なつた。また、國鉄の運営、鐵道新線建設の状況、陸運行政、港湾整備、觀光施設及び航空施設等の実情調査のため、北海道、中部地方及び中國地方に委員派遣を行なつた。

なお、十一月十三日の松山空港における全日空機の墜落事故に際しては、直ちに現地に委員派遣され調査するとともに、当局から事故の概況と遭難者の捜索状況を聴取し、質疑を行なつた。

一、日韓經濟関係に関する件
一、米の流通機構に関する件
一、中小企業に関する件
委員派遣

しかしながら、本調査はその対象が広範多岐にわたつてゐるため、調査を終了するに至らなかつた。

調査報告書

郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十一年十一月二十九日

参議院議長 重宗 雄三殿 通信委員長 野上 元

調査報告書

予算の執行状況に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十一年十一月二十九日

本委員会は、第五十二回国会開会中及び同閉会閉会中において、郵政事業、電気通信事業、電波監理及び放送等につき、銳意調査を進め、その間、郵便料金改定後のサービス改善、郵政犯罪、郵政省等昭和四十二年度予算概算要求並びに重点施策、郵政省及び電々公社の近代化、寄附金につき記念切手の発売べき状況、ベルボーキ及び宇宙通信関係等について、質疑を行ない、また委員派遣を行なう地方の実情を調査するとともに資料を収集したが、結論を得るに至らなかつた。

経過の概要

本委員会は、第五十二回国会開会中及び同閉会閉会中において、郵政事業、電気通信事業、電波監理及び放送等につき、銳意調査を進め、その間、郵便料金改定後のサービス改善、郵政犯罪、郵政省等昭和四十二年度予算概算要求並びに重点施策、郵政省及び電々公社の近代化、寄附金につき記念切手の発売べき状況、ベルボーキ及び宇宙通信関係等について、質疑を行ない、また委員派遣を行なう地方の実情を調査するとともに資料を収集したが、結論を得るに至らなかつた。

調査報告書

建設事業並びに建設諸計画に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十一年十一月二十九日

参議院議長 重宗 雄三殿 建設委員長 松永 忠二

調査報告書

国家財政の經理及び国有財産の管理に関する調査(継続事件)

右の件については、第五十二回国会開会中、台風四号等による災害に関する件について、関係政

経過の概要

本委員会においては、第五十二回国会開会中、台風四号等による災害に関する件について、関係政

府当局の出席を求めて調査を行ない、また同閉会中、建設行政の基本施策に関する件、八場ダムの建設計画に関する件、台風二十六号等による建設

関係災害に関する件及び新橋駅前市街地改修事業に関する件について、政府及び東京都関係当局の出席を求めて調査を行なつたほか、建設事業の実情調査のため、東北地方、九州地方及び東海、南畿地方に委員派遣を行なう等建設事業並びに建設諸計画の各般にわたつて銳意調査を進めたが、本件の調査を終了するに至らなかつた。

昭和四十一年十一月二十九日 決算委員長 鶴園 哲夫 參議院議長 重宗 雄三殿

経過の概要

本委員会は、第五十二回国会開会中及び同閉会中、表記の件に関する件について、昭和三十九年度決算の審査と並行し、銳意資料の収集あるいは委員派遣を行なう等、調査を進めてきたのであるが、本件は、その対象がきわめて広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかつた。

昭和四十一年十一月二十九日 石炭対策特別委員長 大矢 正 參議院議長 重宗 雄三殿

経過の概要

本委員会においては、第五十二回国会開会中石炭対策樹立に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十一年十一月二十九日 災害対策特別委員長 成瀬 嶋治 參議院議長 重宗 雄三殿

経過の概要

本委員会においては、第五十二回国会開会中、表記の件に関する件について、昭和四十一年十一月二十九日

災害対策特別委員長 成瀬 嶋治 參議院議長 重宗 雄三殿

経過の概要

本委員会においては、第五十二回国会開会中石炭対策審議会の答申に関する件について、政府当局から説明を聴取し、質疑を行なうとともに、参考人からも意見を聴取し、質疑を行なう等の調査を行なつた。

これに続く閉会中においては、当面の石炭対策及び昭和四十二年度石炭関係予算に関する件について、政府当局から説明を聴取し、質疑を行なつたほか、石炭に関する諸問題の実情調査のため、佐藤内閣総理大臣以下関係各大臣の出席を求めて、質疑を行なつた。

次いで、閉会中は、八月上旬に、北海道及び福岡、長崎、熊本、鹿児島県の各県に委員を派遣して、佐藤内閣総理大臣以下関係各大臣に対し、質疑を行なつた。

本委員会は、第五十二回国会開会中、台風四号による災害対策及び六月、七月の集中豪雨による災害対策等について、農林大臣、建設大臣及び関係政府当局の出席を求めて意見を聴取し質疑を行ない、とくに六月、七月の集中豪雨による被害の実情調査のため、新潟、石川、福島及び宮城の各県下に委員派遣を行なつた。

同閉会中においても、台風四号による災害対策、六月、七月の集中豪雨による災害対策、台風十三号、十四号及び十五号並びに八月の集中豪雨による災害対策、北海道の冷害対策及び十月の集中豪雨による災害対策等について、総理府総務長官、行政管理庁長官、農林大臣、運輸大臣、郵政大臣、建設大臣、自治大臣及び関係政府当局並びに参考人の出席を求めて意見を聴取し質疑を行ない、ま

た北海道における異常低温による被害状況及び台風二十六号による被害の実情調査のため、北海道及び埼玉、群馬、栃木の各县下に委員派遣を行なつた。

その他資料を収集整備する等調査を進めてきたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかつた。

昭和四十一年十一月二十九日 石炭対策特別委員長 大矢 正 參議院議長 重宗 雄三殿

経過の概要

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十一年十一月二十九日 科学技術振興対策樹立に関する調査(継続事件)

経過の概要

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十一年十一月二十九日

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

科学技術振興対策特別委員長 大森 創造
参議院議長 重宗 雄三殿
昭和四十一年十一月二十九日

本特別委員会は、第五十二回国会開会中において、「科学技術振興対策樹立に関する調査」に關し、資料を收集整備する等調査を進め、また同閉会中においては、科学技術の振興状況並びに研究施設等実情調査のための委員派遣を行なつたほか、資料を收集整備する等調査を進めてきたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかつた。

経過の概要
産業公害対策樹立に関する調査(継続事件)
右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。
昭和四十一年十一月二十九日

産業公害対策特別委員長 横山 フク
参議院議長 重宗 雄三殿

経過の概要
第五十二回国会及び同閉会中においては、基本的公害対策樹立に関する行政責任体制のあり方等の問題について、政府当局より説明を聴取し質疑を行なつた。

また、閉会中、兵庫及び愛媛の両県に委員を派遣して、地方における産業公害の現状と対策を調査した。

右のほか、関係資料の收集等鋤意調査に努めたが、問題が広範多岐にわたるため、結論を得るに至らなかつた。

当面の物価等対策樹立に関する調査(継続事件)
右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

調査報告書
産業公害対策樹立に関する調査(継続事件)
右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

経過の概要
公職選挙法改正に関する調査(継続事件)
右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十一年十一月二十九日

公職選挙法改正に関する特別委員長 川野 三曉
参議院議長 重宗 雄三殿

経過の概要
本委員会は、第五十二回国会開会中においては、会期も短かかつたため本件調査に関する資料収集につとめたにとどまり、閉会中においては、第四次選挙制度審議会中間報告等について自治省当局から説明をきき選挙制度改正に関する当面の諸問題について調査を行なつたほか、各種地方選挙執行状況、公職選挙法及び政治資金規正法等改正に関する諸問題、選挙制度一般について岐阜県並びに京都府に委員を派遣して実地調査を行なつたが、本件調査を終了するに至らなかつた。

調査報告書
当面の物価等対策樹立に関する調査(継続事件)
右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十一年十二月十三日

内閣総理大臣 佐藤 栄作
参議院議長 重宗 雄三殿
国会法第八十一条第二項の規定に基づき、第五

第十一回国会の開会中貴院において採択され、内閣に送付を受けた請願の処理経過を別冊のとおり報告する。

内閣受理件数
二〇八件
内閣受理件数
二〇六件
件名
おもな
主管
府
引揚者在外私有財産補償処理促進
に関する請願(第三八四号)
総理府
請願に対する処理要領
在外財産問題については、政府はすでに昭和三十二年に引揚者給付金の支給等の措置を講ずることにより本問題の解決を図つたところであるが、その後世上においてはなお幾多の論議があることにかんがみ、昭和三十九年に総理府に改めて在外財産問題審議会を設置し、本問題に對し政府としてなお措置すべき方策の要否等について、諸問を行なつた次第である。同審議会は、この諸問につき、現在鋤意検討中であり、政府としては、その答申を得たらえで、慎重にこれを検討し、可及的すみやかに、広く国民の納得する解決を図りたい所存である。

一、消費者物価の上昇は、基本的には経済成長の過程における経済の構造の著しい変化によつて引き起こされたものと考える。即ち高度成長に伴う労働需給の逼迫化が農業、中小企業など低生産性部門におけるコスト上昇を余儀なくし、これが堅調な消費需要と重なつて消費者物価の上昇を招いたものである。

二、したがつて、消費者物価を安定させるため低生産性部門の近代化、労働力の流動化を促進するとともに競争条件を整備して合理的価格形成を通じ、資源の有効利用を促進して行くことが必要である。

公共料金値上げ反対に関する請願
(二件)(第一〇二四・三二五〇号)

同

消費者米価については、その値上げの物価や家計に及ぼす影響を充分考慮する必要がある。しかしながら、財政上の問題もあるので、物価、財政事情の推移などを総合勘案して慎重に検討したい。

他の公共料金については、その経営主体の経営の合理化を促し、コスト上昇要因を吸収するよう指導し、その安定について、配慮をいたして行く所存である。

以上の観点に沿つて、政府は、内閣に臨時物価対策閣僚協議会を設け、物価安定対策に関する重要な問題を協議するとともに経済企画庁に物価問題懇談会を置き、広く国民的基盤に立つた物価安定対策の推進を期することとしている。また、物価安定対策が国民経済の中に浸透して行くためには、関係行政機関の緊密な連携が不可欠であり、このため各省庁に物価担当官を置き、物価安定対策の強力な推進を図つている。

一、消費者物価の上昇は、基本的には、経済成長の過程における経済の構造の著しい変化によつて引き起されたものと考える。即ち、高度成長に伴う労働需給の逼迫化が農業、中小企業などの低生産性部門におけるコスト上昇を余儀なくし、これが堅調な消費需要と重なるよう指導致するものである。

二、したがつて、消費者物価を安定させるためには、経済の均衡ある発展のもとにおいて、低生産部門の近代化、労働力の流動化を促進するとともに、競争条件を整備して合理的物価形成を通じ、資源の有効利用を促進して行くことが必要である。

特に公共料金について、その経営主体の経営の合理化を促し、コスト上昇要因を吸収するよう指導し、その安定について配慮をいたして行く所存である。

三、以上の観点に沿つて、政府は、内閣に臨時物価対策閣僚協議会を設け、物価安定対策に関する重要な問題を協議するとともに、経済企画庁に物価問題懇談会を置き、広く国民的基盤に立つた物価安定対策の推進を期することとしている。また、物価安定対策が国民経済の中に浸透して行くためには、関係行政機関の緊密な連携が不可欠であり、このため各省

諸物価上昇防止措置促進に関する
請願(第一六二六号)

公共料金引下げに関する請願(第
九七七〇号)

同 同 同

序に物価担当官を置き、物価安定対策の強力な推進を図つている。

右に同じ。
右に同じ。

少年非行対策に関する請願(八件)
(第一九四六・一九六四・一九六五・二〇二七・二〇二八・二〇二九・二一九二・二一九三号)

公共料金引下げに関する請願(第
九七七〇号)

同 同 同

青少年をめぐる諸問題を解決するためには、各般の分野にわたる施策を着実に積み重ねなければならないが、これに加えて青少年対策についての総合的長期計画を策定し、その計画に基づいた施策を積極的に推進していく。

一、健全な家庭づくり留守家庭児童対策として家庭教育学級の開設助成等家庭教育の振興

児童相談所、家庭児童相談室等相談機関の整備充実

長 保育所の増設

留守家庭児童会育成事業の助成等の諸対策を積極的に講じたい。

二、児童と少年の健全育成対策として

学校における教育指導の充実

勤労青少年の教育訓練福祉対策の充実

青少年団体活動の促進とその指導者の養成

青少年健全育成施設の整備等の諸対策を積極的に講じたい。

三、不良映画、広告物など少年に有害な影響をあたえる社会環境の浄化については、関係法令による取締り、ならびに行政指導、防犯モデル地区の設定等を通じての有害環境浄化の徹底を期することとした。

四、児童遊園、児童公園については、児童の遊び場確保のため整備を図つていただきたい。

養護施設については、現代的要求に応じられるようその機能の再検討を行なうとともに施設の整備充実を図つていただきたい。

五、性病予防については、その正しい知識の普及、啓蒙が基本であるので関係省庁と連絡を密に非行防止、純潔教育の推進等により青少年の健全育成に努力している。また、性病

昭和四十年十二月二十日 参議院会議録追録(その一)

(その一) 第五十一回国会において採択された請願の処理経過

群馬県渡良瀬川の水域指定並びに水質基準設定に関する請願(第二八九七号)

同

群馬県渡良瀬川の水域指定並びに水質基準設定に関する請願(第二八九七号)

同

六、このことについては、本年度より総理府に青少年局が設置され、青少年の指導、育成、保護および矯正に関する基本的かつ、総合的な施策の樹立、関係行政機関の施策および事務の総合調整を行なうこととなつてゐる。

渡良瀬川の指定水域の指定および水質基準の設定については、本水域の水質問題の重要性および困難性にかんがみ、昭和三十八年一月に経済企画庁の附屬機関である水質審議会に特別部会を設置し、今日までに特別部会の中に設けられた調査・対策両小委員会における審議を含めて十五回にわたつて審議を重ね、鋭意検討をすめてきたところである。本年に入つて、第二回目の調査結果が出そつたので上記小委員会においてさらに検討をすすめ、意見がまとまり次第早急に審議会に諮り、できれば、年内に渡良瀬川の指定水域の指定および水質基準の設定を行ないたい所存である。

政府においては、昭和四十年八月十一日に提出された同和対策審議会答申の趣旨を尊重し、関係施策の推進に努力して行く所存である。このため、昭和四十一年度において関係予算の充実を図るとともに、昭和四十一年七月より同和対策協議会を発足させ、関係行政機関相互の連絡のもとに同和関係施策の効果的実施について、積極的に検討をすすめているところである。

右に同じ。

同和対策審議会答申の完全実施に関する請願(第二七七件)(第一三九六・二一五五・一三三三・二三二三・二三三四・二三三五・二三三三・二三七三・二三七六・二三七七・二三七八・二四三七・二四三八・二四一・二五四・二四五〇・二四五三・二四五四・二四五九・二五〇九・二五二二号)

同

寒冷地給与改善に関する請願(第三四六号)、宮城県一迫町地域の寒冷地級引上げに関する請願(第二二〇二号)

寒冷地給与改善に関する請願(第三四六号)、宮城県一迫町地域の寒冷地級引上げに関する請願(第二二〇二号)

同

同

同

低開発地域の開発促進措置に関する請願(第二二〇五号)

同

寒冷地手当の支給地域区分の改正について、人事院の調査研究をまち、その勧告に基づいて慎重に検討したい。

国立大学教官の待遇改善について、本年八月、人事院が調査研究した結果に基づく措置を勧告しているので、政府は、この勧告に基づいて改善を行なう方針である。

政府においては、昭和四十年八月十一日に提出された同和対策審議会答申の趣旨を尊重し、関係施策の推進に努力して行く所存である。このため、昭和四十一年度において関係予算の充実を図るとともに、昭和四十一年七月より同和対策協議会を発足させ、関係行政機関相互の連絡のもとに同和関係施策の効果的実施について、積極的に検討をすすめているところである。

右に同じ。

一、近畿圏の都市開発区域建設計画に基づき関係府県等が実施する事業に対し、地方債の許可額の増大とその利子補給及び国の負担割合の特例等を規定した首都圏及び近畿圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十一年法律第一四四号)の制定により、請願の趣旨は達せられたものと思う。

二、近畿圏の既成都市区域への産業及び人口の過度の集中を防止するため、近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律(昭和三十九年法律第一四四号)を施行(昭和四十年五月十五日)して一定規模以上の工場

長野県松代地震対策に関する請願
(二件)(第二七五・三一八号)

同

等の新增設を制限しているので、これら地域への立地の集中は或る程度抑制されている。また、都市開発区域に立地する企業に対しては、近畿圏の郊外整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律(昭和四十一年法律第一四五号第四十七条)の規定により税財政上の優遇措置を講じている。

一、昭和四十一年度から、公立文教施設についても、その補強用材として国有林材を県が購入して、当該施設の設置者に対し供与する場合に、県に対し、その国有林材の価額に相当する額の二分の一の国庫補助を行なつてゐる。

なお、校舎の瓦屋根をトタン屋根にふき替える工事についても、それに要する経費の五分の三の国庫補助を行なつてゐる。

二、昭和四十一年度において、応急仮設校舎の建設について、それに要する経費の五分の三の国庫補助をしたが、昭和四十一年度においても同様の措置を講じ、地震による人的被害發生の防止に努めている。

三、昭和四十一年度において、消防機械の講入および貯水槽の設置について補助率を二分の一に引き上げ、国庫補助を行なうとともに、地元負担額についても、現年発生災害復旧事業債扱いの起債措置を講じたが、昭和四十一年度においても同様の措置を講じ、消防力の充実強化を図つてゐる。

四、保険会社等が負う地震保険責任を政府が保険することにより、地震保険の普及を図りもつて地震等による被災者の生活安定に寄与するため、地震保険に関する法律を制定し、昭和四十一年六月一日から施行している。

五、昭和四十一年度においては、県および市町村の地震対策経費について、国庫補助率の引上げ等の特例措置、特別の起債措置、特別交付税交付の際の特別配慮等の措置を講じたが、昭和四十一年度においても同様の措置により、県および市町村の財政負担の軽減を図つてゐる。

旧軍人恩給に関する請願(百二件)
(第四〇・四一・四二・四三・四四・四五・四六・四七・四八・四九)

同

戦病者の恩給裁定基準引上げ等に
関する請願(二件)(第一七八・二二号)

一、恩給年額の改定については、国民の生活水準、國家公務員の給与、物価その他の諸事情を総合勘案し、慎重に検討すべきものと考へ

九・五〇・五八・五九・六〇・六一

一・六二・六三・八七・八八・八九・九〇・九一・一一〇・一一一

一一二・一一三・一一四・一一五

一一六・一一七・一一九・一二〇

一一三・一一三・一一五・一三六

一五四・一五五・一五六・一六二

一六三・一七四・一七五・一七六

一七七・一八〇・一九二・一九四

一九五・一二〇・一二〇・一二〇

二〇八・一二〇・一二一・一二二

二四五・一二四六・一二四・二七七

二七八・二七九・二八七・二九八

二九九・三〇〇・三〇一・三〇二

三〇三・三一九・三二〇・三二九

三三二・三三六・三五六・三五七

三八二・三八八・四一六・四二八

四二〇・四七〇・四七六・五二八

五三四・五四四・六〇三・六一

六六四・七四〇・七七六・七八七

七九八・八一六・九二六・九四二

九五一・一〇八四・一一五二・二

一六一五・二八五二号

二、昭和二十八年軍人恩給再出発に際し加算制度は原則として文武官ともこれを廃止したが既得権ないし既得の地位を尊重するという限度で恩給権取得の要件としてのみこれを認め、それが恩給金額の面にまで反映せしめることは、諸般の事情から適当でないとされてゐるのであるから、これを請願のように措置することは慎重な検討を要する問題であると考える。

三、旧軍人の仮定俸給は、昭和三十年法律第百四十三号により旧軍人恩給再出発當時引き下げられた仮定俸給を軍人恩給廃止前の仮定俸給に合致するよう引き上げ是正をしており、これをさらに請願のように措置することは、慎重な検討を要する問題であると考える。

四、旧軍人の恩給制度が、戦没者遺族、傷病者、老令長期在職者を重点的に考慮することとした建前にかんがみ、請願のように措置することについては、慎重に検討すべきものと考える。

五、旧軍人の仮定俸給は、恩給法制定前から貫して一階級一仮定俸給の建前をとり、一般士官であると特務士官であるとを問わず同一に取り扱うこととしてきたことにかんがみ、戦前における旧軍人の秩序を戦後において変更するような措置をとることは困難であると考える。

六、旧軍人の夫裁定の加算恩給の事務処理にあたつて、現在政府においては、関係官庁相互の緊密な連絡のもとに、人員予算等可能な最大限をもって、すみやかに裁定するよう鋭意努力している。

七、福祉年金については、元來他のいづれの制度からも年金を受けられない者を対象として創設されたものであり、現在公的年金との併給を一部認めていることは、公的年金の給付水準が不十分である現段階においての経過的措置であるので、個々の制度との関連において慎重に検討すべき問題であると考える。

昭和四十一年十二月二十日

参議院会議録追録(その一) 第五十一回国会において採択された請願の処理経過

元南満州鉄道株式会社職員であつた公務員等の恩給・共済問題に関する請願(二十九件)第三〇四・三二一・三二二・三三七・三八〇・三八三・三八九・五二二・五三五・六一〇・七三六・七七五・八六八・一二三三・一五〇・一一五二二・一五七三・一八一二・一八一四・一八一五・一九〇八・一九二一・二〇六一・二二四五・二二五九一・二四三五・二四三六・二五五五号)

同

一、から三、恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百五十五号)附則の規定により外国政府職員または外国特殊法人職員としての在職期間を恩給公務員期間に通算する措置を講じたのは、主として人事管理上の要請により特例として認めたものであつて、これをさらに請願のように優遇措置を講ずることは困難と考えられる。また、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和十三年法律第百二十九号)は、従前の恩給制度と共済組合制度を統合したものであり、これらの制度において認められていないかつたものについて通算措置を講ずることは困難である。

四、恩給制度において認められる者が再就職した場合には、これとの均衡から通算措置を講じているが、恩給制度において認められない者については、これとの均衡等から最大限度救済することとしているものであり、これを請願の趣旨のとおり措置することは、これに対するところ大であり、困難である。他に波

正な査定基準を設け、その運用に遺憾のないようしているところであるが、昭和四十一年度において傷病恩給の査定基準に關し学識経験を有する者による専門的調査を行なつてゐるので、これにより請願の目的は達せられるものと考へる。

二、傷病恩給は常に症状の程度に応じて給されるのが建前であるところから、肺結核のように将来症状が軽快することが現在の医学において予見される疾患については、たとえ長期療養者といえども有期の恩給を給していところであり、したがつて、この種の疾病についてまで一律に無期恩給を給することは適当でないと考へる。

三、傷病恩給における公務起因か否かの認定は、公務と傷病との間にいわゆる相当因果関係があるか否かによつて決せられるものであり、その傷病にかかる場所が内地であると外地であるとを問わないので建前であるから、このことを無視して内地で発病したという理由だけでその疾病を一律に公務起因と認めるることは困難と考へる。

傷病恩給等の不均衡は正に関する
請願(第一〇五号)

同

一、増加恩給第七項症の金額と傷病年金第一款症の金額とを比較すると、傷病年金の方が多額になつてゐる。これは、増加恩給には、在職年の長短に関係なく普通恩給が併給されるにもかかわらず、傷病年金には在職年のある場合を除いては、このような普通恩給併給の制度がとられていない点を考慮し、受給額のうえで合理的なバランスがとれるようにしている結果であり、これを請願のように措置することについては、慎重な検討を要することとする。

二、戦後軍人恩給の再出発に際し、傷病恩給についてではその受傷り病の原因によつて差別することなく、公務に起因する傷病である以上、その傷病の現在する状態に応じて恩給額を算定すべきであるという考え方から戦闘公務と普通公務の差別を撤廃したものであつて、その後の傷病恩給の増額に當つても、その当時における各項款症の傷病恩給の額はどの程度が適當であるかといふ考え方により算定されているものであるから、これを請願のようすに措置することについては、慎重な検討を要することとする。

三、この点については、目下学識経験者による専門的調査が行なわれてゐるので、これによりその目的は達成されるものと考へる。

四、増加恩給受給者の待遇を考へる場合には、その受けける増加恩給基本年額、家族加給、いわゆる介護手当、普通恩給を総合してみるのが適當であり、基本年額および普通恩給を増額することによつて、基本年額の高い介護手当受給者は実額で相当の改善がなされる結果となるので、他の項款症なし他の恩給受給者との均衡はとれているものと考へられるところであり、これをさらに請願のように措置することは、慎重な検討を要するものと考へる。

五、扶助料は公務によつて死亡したか否かによつてその年額を異にしているところであり、これを増加恩給受給者の死亡につき、公務外の原因により死亡した場合においても公務死したものと同様の待遇をすることは適當でないと考へる。

六、目症程度の軽度傷病者に年金を給するということについては、他の保障制度においてこ

元南洋厅から国際電気通信株式会社バラオ支社に移管された職員の恩給等に関する請願(第二九四〇号)

同

の程度の傷病に対しては一時金のみしか給付されていないこととの均衡もあり、請願のように措置することは適当でないと考える。

七、傷病恩給は常に症状の程度に応じて給されるのが建前であるところから、将来症状が軽快することが現在の医学において判断される場合には有期の恩給を給しているところであり、このように将来懸念におもむく傷病についてまで一律に無期恩給を給することは適当でないと考える。

請願のように措置することは、公務員でない期間を公務員期間に取り入れることとなるので、当時の事情等を十分調査のうえ、慎重な検討を要するものと考える。

茨城県水戸対地射爆撃場返還に関する請願(第一一五九号)

同

水戸対地射爆撃場の代替地については、日本両政府の間で長期にわたり慎重に検討を重ねてきただところ、昭和四十一年六月二十七日、在日米軍から東京都新島の南端に所要の工事を実施するならば受諾可能である旨の通報を受けた。その後、米側は技術的検討をすすめていることとあるので、その具体的提示をまつて移転実現に努力する。

なお、移転が実現するまでは、米側に対しても一層厳重な注意を喚起し、誤投下等による事故の生じないよう措置している。

豪雪地帯対策特別措置法の完全実施に関する請願(第一五七一号)

同

一、豪雪地帯において融雪が遅延し、苗代の設置、播種作業が遅れることは往々生ずることであつて、かかる場合は共同苗代および委託苗代の設置等による水稻苗の確保について所要の措置を講じてきたところであるが、今後も豪雪地帯における稻作生産を確保するためには品種の統一、共同苗代の設置等を計画的に実施するよう指導してまいりたい。

二、積雪度による寒冷補正については、毎年一度、その算定方法を合理化しており、また、算定内容についても充実を図つてはいるが、今後とも実態を勘案のうえ、適正な算定を行なつていく方針である。

三、現在、積雪地域または寒冷地域に所在する家屋については、固定資産の評価上特別の減価を考慮するなどの措置がとられているところ

るであり、さらに固定資産税負担を引き下げる措置をとることは適当でないと考えるが、なお今後慎重に検討したい。

四、公立学校、公立文教施設の除雪事業に関する費用については、地方交付税法の規定に基づき、地方公共団体の基準財政需要額の算定にあたつて、その地域の積雪度に応じ補正を行ない、地方交付税に算入されており、また異常な豪雪により公立学校等の公立文教施設の除雪事業に要する費用が多額である場合においては「豪雪に際し、地方公共団体が行なう公共の施設の除雪事業に要する費用の補助に関する特別措置法」の適用により、その費用の二分の一の国庫補助を行なうようになつている。

一般的に学校施設の除雪費を全額国庫負担とすることは、今のところ困難である。

五、積雪寒冷地域における道路交通の確保については「積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法(昭和二十一年法律第七十二号)」に基づき、一般国道、主要地方道および一般都道府県道について約三四、八〇〇キロメートルを道路交通の確保が特に必要であると認められる道路として指定して事業の促進を図つており、昭和四十一年度においては、総事業費(除雪機械を除く)八、二〇〇七百万円をもつて、特に除雪事業および凍雪害防止事業に重点をおいて実施しております。今後も豪雪地帯を含む積雪寒冷地域における冬期道路交通の確保に努力することとしたいた。

六、除雪機械購入経費については、従来より国の助成措置を図つており、昭和四十一年度においては、総事業費二、八〇七百万円をもつて事業を促進しているが、なお今後とも除雪機械の購入について助成を図ることとしたいた。

七、雪上車購入経費については、昭和四十一年度より豪雪地域の存する道府県に対する国の助成措置を図つており、昭和四十一年度においては、総事業費一五〇百万円をもつて事業を促進している。

八、積雪溝および消雪施設の設置については、凍雪害防止事業および防雪事業として従来より実施しているが、水温、水量等の設置条件

東京拘置所跡地公共利用に関する
請願(五件)(第三三四・三三五・
三二六・三二七・三二八号)

法務省

に適合する場合においては、でき得る限りこれら事業を行なうよう努力いたしたい。

八、融雪、崩雪等に起因して地方公共団体の管理する公共土木施設に被害を受けた場合の当該施設の災害復旧事業については「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号)」により、地方公共団体の財政力に応じて三分の二以上の高率の国庫負担を行なうこととしており、さらに同法の「逐年災害の特例」の適用を受ける場合および「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第百五十号)」の適用により特定地方公共団体に該当する場合には、これに加えて特別の財政援助を行なうこととしており、今後ともこの種の災害復旧に万全を期したい。

治山事業については予防治山、復旧治山および地すべり防止事業、なだれ防止保安林の指定ならびになだれ防止林改良、造成事業を積極的に行ない、民有林林道改良事業についても雪害防止施設の設置を行なつていている。また、災害が発生した場合には、それぞれの施設の災害復旧事業を実施するほか、新たな山地荒廃に対しては必要に応じて緊急治山事業を行ない、その他必要な融資措置を講じている。

九、中小企業者の越冬物資確保のための資金については、政府系中小企業金融三機関を通ずる連転資金の貸付けによることとしており、資金量についても需要に応じられる体制を整えている。

東京拘置所の移転については、同所跡地を処分して得られる財源をもつて実施する関係上、新施設の整備の面から、そのすべてを交換財源とすることが要求されるものであるが、地元豊島区議会よりの要望および同所移転後における池袋都心西裏鶴一丁目附近再開発に関する都市計画決定に際し、東京都計画審議会において都市公園の拡張の附帯条件が付せられたことに鑑み、右要望等に添うため、都市公園の用途に供する面積を当初計画の七五〇坪より一、八七二坪(六、一八九²m)に拡張することにして、これについては地元区議会もすでに了承している

れら事業を行なうよう努力いたしたい。

八、融雪、崩雪等に起因して地方公共団体の管理する公共土木施設に被害を受けた場合の当該施設の災害復旧事業費国庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号)により、地方公共団体の財政力に応じて三分の二以上の高率の国庫負担を行なうこととしており、さらに同法の「逐年災害の特例」の適用を受ける場合および「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第百五十号)」の適用により特定地方公共団体に該当する場合には、これに加えて特別の財政援助を行なうこととしており、今後ともこの種の災害復旧に万全を期したい。

治山事業については予防治山、復旧治山および地すべり防止事業、なだれ防止保安林の指定ならびになだれ防止林改良、造成事業を積極的に行ない、民有林林道改良事業についても雪害防止施設の設置を行なつていている。また、災害が発生した場合には、それぞれの施設の災害復旧事業を実施するほか、新たな山地荒廃に対しては必要に応じて緊急治山事業を行ない、その他必要な融資措置を講じている。

九、中小企業者の越冬物資確保のための資金については、政府系中小企業金融三機関を通ずる連転資金の貸付けによることとしており、資金量についても需要に応じられる体制を整えている。

地方法務局の機構整備拡充に関する
請願(第一六〇三号)

同

仙台法務局築館出張所の支局昇格
に関する請願(第一五八号)
(第一四五四号)

同 同

福岡刑務所の移転に伴う跡地の使用について
福岡市所在の刑務所跡地引渡し遅滞による損害補償に関する請願
(第一四五四号)

次第である。

なお、右都市計画によれば、公園用地のか、跡地の三、七〇五坪(二二、二四九²m)が道路(歩道を含む)に供されることになり、あわせて跡地面積の約三割に相当する五、五七七坪(一八、四三八²m)が公共の用途に供せられることになる。

おつて、跡地においては、株式会社新都市開発センターが、高速道路インターチェンジ、駐車場およびバスターミナルの都市計画事業を行なうほか、スポーツセンター、児童会館、修学旅行館等の文化的・公共的施設を建設するよう計画されている。

福岡刑務所の移転に伴う跡地の使用について
福岡刑務所の移転に伴う跡地の使用について
は、昭和三十九年十一月七日付をもつて、福岡刑務所長と福岡市長との間に「移転地における用水問題が現実に解決しないため、施設の移転を実施できないときは、移転と旧施設の解体が完了するまでの間、福岡市はその所有となつた跡地を刑務所に無償で使用させる」旨の覚書をとりかわしていたものであるが、現実に、同刑務所の用水源である草ヶ谷ダム及び正樂池は相次いで漏水が発生し、所要量の用水確保が危惧される状況にあつたため、移転と旧施設の解体が遅延したものであるから、この遅延期間は前記覚書に定めた特約に基づくもので、請願は根拠がないと思料する。

地方法務局及びその支局、出張所における人員は、従来から登記事務量に比例するようその配置の適正を期しているのであるが、近年全国的に事務量が増大したため、各庁ともその配置定員によつては事務の円滑迅速な処理が困難な事情にある。

昭和四十一年度において一〇二名(内純増四五千名)の増員が認められたのであるが、現下の全国的な事務量の増大に対処するには必ずしも

十分とは言い難い状況にあるので、今後とも事務量の増大に見合った人員ならびにその適正配置に努めるとともに、事務の能率化方策を推進して事務処理の促進を図りたい。また、庁舎の整備については、目下出張所新設準備十か年計画に基づいて、その整備を推進中であるが、でき得る限りその年次の短縮を図りたい所存である。

群馬県前橋市内の法務省所有地の所管替えに関する請願(第二〇〇号)

当該道路敷地については、公道的性格が濃厚であるので、前橋市に対しその舗装を申し入れてきたが、国有地であるため実現困難な事情にあり、これが解決策として、市当局より当該道路敷地の移管方の要請があつたので、政府においてもこれに応ずることとし、目下、当該敷地を用途廃止し、大蔵省に引継ぐための手続を実施中である。

先に蒲生出張所管轄区域の一部を加治木支局へ移したのは、同出張所の統合を前提としたものではなく、一町が二登記所に跨つていてことによつて生ずる地域住民の不便を考慮し、これを解消しようとする意図のもとになされたものである。

なお、同出張所につきましては、現在のところ具体的な統合計画等はない。

神戸拘置所尼崎支所を田近野に移転設置反対の請願(第二二九九号)

尼崎拘置支所は戦後の応急建築で設置したもので、施設も粗悪であり、また、市街地に所在するため周辺の環境その他の面から収容施設の所在地としてふさわしくないので、他に適地があれば移転いたしたい。

現在、尼崎市より移転候補地として提示を受けている尼崎市西昆陽字田近野は、適地と考えられるが、必ずしも同地に固執するものではない。その地に移転することを考慮する所存である。

一、阿波丸事件に因し、政府は、昭和二十四年八月に「阿波丸請求権の処理のための日本国政府及び米国政府との間の協定」において、米国に対するいかなる請求権も放棄する旨約したが、これはいわゆる外交保護権の放棄であつて、国内法上、國に、遺族等に対する賠償等の義

新潟市にソ連領事館設置に関する請願(第一六〇四号)

昭和四十一年七月二十九日東京において署名をみた日ソ間領事条約第二条の規定により決定されたことになつており、近く本件条約(未批准)の趣旨に基づき、ソ連政府と交渉する場合は、現地の要望を入れた上でこれに当ることとした所存である。

二、しかしながら、前記協定第三条の趣旨にもかんがみ、政府は、別途、「阿波丸事件の見舞金に付する法律」(昭和二十五年法三三)により、遺族等に対する見舞金の支給を行なつた。同見舞金は、政府の法的義務に基づくものではないが、その内容としては、ホフマン式により計算した得べかりし利益のほか、慰謝料及び身廻品、所持金相当額を適正に算入したものである。

三、よつて、本件については、政府は適切な措置を既に講じており、処理済である。

鹿児島地方法務局蒲生出張所存続に関する請願(第二二一七号)

同

小樽市にソ連領事館設置に関する請願(第一三三四六号)

同

大蔵省

地方公務員の互助団体掛金を所得税法上「社会保険料」として取扱うことに関する請願(二件)(第二七四・三一七号)

右に同じ。

地方公共団体の職員が条例の規定により組織する団体の行なう職員の相互扶助に関する制度に基づく掛金については、昭和四十一年四月所得税法施行令の一部を改正し、昭和四十二年三月三十日までの間は従来どおり社会保険料控除の対象とともに、昭和四十二年四月一日から昭和四十四年三月三十日までの間においては一定の要件を備えていることを条件として社会保険料控除の対象とする措置を講じたところである。

各種共済組合法の増加恩給受給権者に対する不均衡是正に関する請願(十八件)(第八五〇・八八〇・八九六・九〇二・九〇八・九三九・九四〇・九四一・九五九・一〇八・一一七八・一二三七・一二五・一五五・一八四号)

恩給法上、増加恩給を受ける権利を有する者は必ず普通恩給が併給されること等の定めがなされており、増加恩給と普通恩給は一体として取り扱われている。したがつて、恩給を統合した共済組合制度において、両者を分離し増加恩給を放棄しないで普通恩給のみを放棄して勤続年数を組合員期間に通算することは適当でない。

国民金融公庫環境衛生部融資に係る公衆浴場業者の借入金利子に対する特別減免措置に関する請願
(八件) (第二二三八八・二五八〇・二六〇二・二六一七・二六六五・二七一〇・一七五五・二八六七)

同

公衆浴場等の環境衛生業は、保健衛生面から国民生活に深い関係を有するのみならず、最近騰勢の著しいサービス価格の安定についても密接な関係をもつてゐるので、これらの業種の近代化、合理化を推進するため、国民金融公庫は、四十一年度からその近代化、合理化のための指定施設に関する融資について、融資限度、償還期間および担保の徴求等の融資条件を特に緩和する措置を講じてゐる。しかしながら、貸付金利については、一般貸付対象との権衡上、普通貸付の金利(年利八・四%)を適用することとしているものである。

公庫の公衆浴場業に対する貸付金利については、公衆浴場業における金利負担が過重であるか否かについて俄かには判断し難いので、一般業種或いは他の環境衛生関係業種との均衡も勘案しながら、その経営の実情に則し、今後なお検討したい。

一、貸金業は、自己の資金を自己の責任において運用するかぎり、これは本来自由な営業行為であると考える。したがつて、この貸金業者に対するは、出資の受入制限、預り金の禁止おび高金利の処罰等、本来社会の最低限度の秩序維持の面から監督、取締りを行なえば十分であると考へられ、これらは現行法規においてすでに行なわれてゐるところである。

二、かりに、貸金業法を制定したとしても、貸金業者は、その数が極めて多く、かつ事業の開始、休止、廃止が頻繁に行なわれてゐるので、これに対する監督行政をたゞ都道府県が行なう場合においても到底その万全を期し難いのみならず、かえつてこれら業者が他の一般金融機関と同様の見地から厳重な監督を受けているような印象を一般に与え、これに伴う弊害の発生も十分予想される。

三、以上の理由に基づき、貸金業法を制定することは、適当でないと考へる所存である。

学校警備員の設置に関する請願
(二十五件) (第七・二五二・三四六・三六九・三九六・四四七・四八・四八五・四八六・四八七・四五三・五五四・五五五・五五六)

文部省

貸金業法制定に関する請願 (第八七〇号)

同

六二二・六二三・六二四・六二五
六二六・六六八・七二四・七四八
七四九・一五三九・二一九九号)
公立学校における警備員設置の法制化促進に関する請願 (第二七〇号)

司書教諭の即時発令及び学校司書制度の法制化に関する請願 (三十一件) (第六〇六・六〇七・六一
二・六一三・六五七・六五八・六

六五・六六六・六六七・六七四
七一六・七一九・七三五・七七〇
七八一・八三〇・八八四・一一二
七・一一四九・一八九九・一九〇
〇・一九二三・一九二四・一九二
五・一九二六・一九二七・一九四
五一九八〇・一九八一・一九八
二・二〇四六号)

中学校の音楽教育充実に関する請願
(第一九三八号)

同

義務教育における毛筆習字必修に関する請願 (五十四件) (第一三七
八・一三九二・一四二一・一四三
三・一五一八・一五四九・一五七
八・一五九五・一六三三・一六三
一・一六六三・一六六四・一八四
一・一八四二・一八八八・一八四
七・一九九九・一九七六・一九八
三・一九九九・二〇一五・二〇六
九・二一〇〇・二一二二・二一二
九・二二八三・二二〇六・二二〇
七・二二〇八・二二〇九・二二一
〇・二二一四・二二一五・二二一
二・二二一五・二二一七・二二一
一・二二一七・二二一九・二二一
四九一・二五六三・二五八九)

同

中学校における音楽教育は、豊かな人間性を養うため、きわめて重要なことであり、従前から種々の施策を行なつて來たが、現在、教育部課程審議会では中学校教育課程の改善について文部大臣から諸問題を受けて、審議を行なつており、その答申をまとめて検討を加えたい。

現行教育課程において毛筆書写は、小学校では第四学年から第六学年までの適宜の学年で指導できることとなつてゐるが、實際には全国の九千以上の中学校でその指導を行なつてゐる。中学校において年間最低授業時数の三分の二程度を、第二、三学年では、時宜に応じて計画的に指導することになつてゐる。

現在、教育課程審議会において、小・中学校の教育課程全般にわたりて改善のための審議会をすすめているので、毛筆書写についても同審議会の答申をまち、その取り扱いを定めることとした。

毛筆書写担当の教員養成については、現在、東京学芸大学、新潟大学、奈良教育大学、福岡教育大学に特別教科(書道)教員養成課程を設けているが、今後とも教員の需給関係に応じて必要な措置を講ずることとした。

昭和四十一年十二月二十日 参議院会議録追録(その二) 第五十一回国会において採択された請願の処理経過

重度肢体障害者の教育、福祉、更生施設に関する請願(五件) (第二六五八・二六五九・二六六〇・二六六一・二九九四号)

同
学校教育を受けることが困難な重度肢体不自由者の教育のためには、収容施設内の児童生徒について、特殊学級を設け、ベッドサイドで教育を行なうなどしている。在宅者に対する訪問教育の実施については、現行学校教育制度上その教育形態、教員配置等検討すべき問題が多いので慎重に検討したい。通信教育については、義務教育段階では法制上できないこととなつてゐる。
なお、昭和四十一年七月に、心身の故障等の事由により就学義務の猶予免除をうけたため義務教育を修了しない者について、高等学校入学資格に關し中学校卒業程度の資格を認定するための制度を設け、家庭等にあつて勉学に励んでいるこれらの身体障害児童等に励みを与え、その勉学向上心にこたえることとした。

心臓病をもつ子供は、医学的管理のもとに医学的指導の裏づけのもとに行なわなければならぬ。したがつて心臓病の子供を収容する医療施設に併設して養護学校を設置するか、施設内に特殊学級を設けることが望ましい。最近、結核療養所等を転換し心臓病、腎臓病、小児喘息などの疾病を有する子供を収容する傾向にあるので、これと並行して今後養護学校の増設を図るとともに、必要に応じて特殊学級を設置していくべきだ。

教育課程の改善にあたって、体育の内容を充実改善することは大きな課題の一つであるが、体育内容全般の検討とあわせて、慎重に検討したい。
なお、施設の整備、指導者の養成については、よりいっそその充実を図かっていただきたい。

教育課程の改善にあたつて、体育の内容を充実改善することは、大きな課題となつてゐるが、中学校以上の女子に正課としてなきなたを採用することについては、なお、慎重に検討したい。

学校栄養士の設置に関する請願 (三十二件) 第五四・五五・七二・ 七三・七四・八四・八五・九八・ 九九・一〇〇・一〇一・一〇二・ 一〇三・一〇四・一二二・一二七・ 一四四・一四五・一四五・ 一四七・一六九・一七〇・一七一・ 一七二・一八六・一八七・一八八・ 二一六・二三四・三三一・二五 ○号)	同	同	同
--	---	---	---

私学振興助成措置に関する請願 (第一五六〇号)	同	同	同
----------------------------	---	---	---

児童生徒数三百一人以上の完全給食実施校に 対し、一校に一人の栄養士または管理栄養士を必 置し、その給与費を都道府県の負担とし、これ に対し国庫負担を行なうことおよびその身分 を栄養教諭とすることは、現段階では困難であ る。	なお、本年度から完全給食を実施する比較的 大規模学校に限られる栄養士の給与の二分の一 を国庫補助することとしており、今後ともこの 拡充に努力したい。	私立学校の抜本的振興方策については、現在 文部大臣の諸閣機関である臨時私立学校振興方 策調査会において調査、審議中であり、その答 申をまつて適切な措置を講じたい。なお、さし あたり早急に実現することが望ましい応急的な 改善策については、このほど同調査会の中間答 申を得たので、その趣旨を尊重して措置した い。	高等学校のすし詰め解消と教職員 定員に関する請願(二十四件) (第一五・二二四・二六〇・二 九七・三五四・三七六・四〇七・ 五一三・五一四・五一五・五八一・ 五八二・五八三・六五一・六五二・ 七三二・七六三・七六四・七六五・ 七六六・七六七・七六八・八三八・ 一五四七号)
--	---	---	--

産炭地教育振興に関する請願(三 件) 第九七五・一一三〇・一一三 一号)	同	同	同
--	---	---	---

二、地方法政法の昭和三十八年度の改正による 経過措置は、現在該当事例はほとんどなく、 特に廃止の措置をとる必要はない。 三、昭和四十一年度において、学校施設にかか る地方交付税の単位費用の積算単位を大幅に 改善するとともに、国庫補助量、建築補助単 価等の引き上げを行なつたが、実情に即する よう今後とも努力したい。	一、および三、高校標準法については、第五十 一国会においてその附則規定の一部を改正 し、昭和四十一年度から高校入学者数が減少 する府県の実情に対処しうるよう措置した が、本則の改正については、今後の高校入学 者数の推移、高校教育の多様化等の問題との 関連において十分慎重に検討したい。	一、公立高等学校入学者の募集定員は設置者で ある地方公共団体の教育委員会の定めるところ であり、教育委員会は、中学校卒業者数の 増減、進学希望者数の割合等を考慮し、毎年 度実情に即する定員を定めている。	一、加曾利貝塚の南半分については、その保存 を図るために、土地の買収等につき関係者と協 議、検討中である。 二、昭和三十九年度から四年計画で「全国遺 跡地図」を刊行し、史跡名勝天然記念物指定 地および埋蔵文化財保護地の周知徹底を図 り、さらに昭和四十一年度から三か年計画で文 化財専門審議会に重要遺跡緊急指定調査研究 委員会を設け、重要な遺跡の調査指定を促進 してその保存活用を期している。開発との調 整等からやむをえないものについては、発掘 調査して記録を保存し、将来の学術研究資料 に支障をきたさないようにしている。
--	--	---	--

公立高等学校の学級編制、教職員
定数の改善等に関する請願
(第三八号)

同

一、高校標準法本則の改正については、今後の
高校入学数の推移、高等学校教育の多様化等
の問題との関連において、なお今後慎重に検

幼稚園教員の給与国庫負担に関する請願(二十三件)(第一一・二五六・三五一・三七五・四〇一・四五七・四五八・四五九・四九九・五〇〇・五〇一・五〇二・五七〇・五七一・六三五・六三六・六七〇・六九六・六九七・六九八・六九九・七二八・一五四三号)	幼稚園教員の給与国庫負担に関する請願(二十三件)(第一一・二五六・三五一・三七五・四〇一・四五七・四五八・四五九・四九九・五〇〇・五〇一・五〇二・五七〇・五七一・六三五・六三六・六七〇・六九六・六九七・六九八・六九九・七二八・一五四三号)
---	---

同	同	同	同	同
---	---	---	---	---

へき地教育振興法施行規則第 二項の暫定一級指定期限延長に関する請願(第三五九号)	へき地教育振興法施行規則第 二項の暫定一級指定期限延長に関する請願(第七一四号)	へき地学校の暫定一級の指定については、昭和四十一年文部省令第四号で、へき地教育振興法施行規則の一部を改正し、暫定措置の期限を二か年延長し、昭和四十三年三月三十日までとする措置を講じた。	幼稚園教育を義務教育とすることについて、幼稚園教育の教員についても、養護学校の教員免許状のほか、養護学校の各部に相当する学校教員免許状を有する者でなければならない。機能訓練については、これと別途に、特殊の教科の免許状の制度を設けることについて検討した。	幼稚園教員の給与等に関する請願(十八件)(第一一九一・一五〇六・一五八六・一六一一・一七〇一・一七〇二・一七八五・一八三六・一八六二・一八六三・一九一・一九〇二・二〇三三・二〇七八・二四六二・二六六六号)
---	---	--	--	--

幼稚園教育を義務教育とすることについて、幼稚園教育の教員についても、養護学校の教員免許状のほか、養護学校の各部に相当する学校教員免許状を有する者でなければならない。機能訓練については、これと別途に、特殊の教科の免許状の制度を設けることについて検討した。	幼稚園教員の給与等に関する請願(十八件)(第一一九一・一五〇六・一五八六・一六一一・一七〇一・一七〇二・一七八五・一八三六・一八六二・一八六三・一九一・一九〇二・二〇三三・二〇七八・二四六二・二六六六号)
--	--

同	同
---	---

一、国立の学校においては、経済的理由によつて納付が困難であると認められ、かつ、学業優秀な者については、その者の申請により、授業料を免除している。 よつて、戦傷病者の子弟の場合は、この制度の運用によつて実情に即した措置をとつて行きたいた。	一、国立の学校においては、経済的理由によつて納付が困難であると認められ、かつ、学業優秀な者については、その者の申請により、授業料を免除している。 よつて、戦傷病者の子弟の場合は、この制度の運用によつて実情に即した措置をとつて行きたいた。
---	---

三、養護教員、事務職員については、標準法の完全実施のため、年次計画により逐年その充実を図つてゐるところである。
四、就学援助費にかかる國の補助金については、昭和四十年度から地方公共団体の財政力に応じ、最高十分の八までの補助を行なうこととしている。

幼稚園教員の給与等に関する請願(十九件)(第一一九一・一五〇六・一五八六・一六一一・一七〇一・一七〇二・一七八五・一八三六・一八六二・一八六三・一九一・一九〇二・二〇三三・二〇七八・二四六二・二六六六号)

養護教諭の養成、確保について、大學、短期大学の養成課程、公、私立の養成機関の卒業者の新規採用および養護職員の資格を有する者の配置換えならびに國立の養護教諭養成所の地域別の設置等の措置を現在、推進中であり、直ちに学校教育法第百三条を撤廃することは困難であるが、今後とも、養護教諭の充実に努めたい。

昭和四十一年十二月二十日 参議院会議録追録(その二) 第五十一回国会において採択された請願の処理経過

国内産牛乳による学校給食制度の 補助に関する請願(第二二七号)	同	看護教員養成機関設置に関する請願(第二九二三号)	同
「視聴覚ライブラリー」並びに「高等学校視聴覚教材」の整備費国庫 補助に関する請願(第二二七号)	同	一、現在、看護婦養成機関は全国で二百九十九校あるが、このうち学校教育法第一条の学校は十 (大学三、短大七)で、残る二百八十は各種学校または病院附属養成施設等である。各種学校および病院附属の看護婦養成所の専任教員の資格要件は、現行法令では看護婦であることとされているが、政府においては、現職看護婦等を対象とした六か月の講習会を実施し、看護教育を担当する者の資質の向上に努めている。	二、高等学校衛生看護科は、昭和三十九年度から設置され、現在五十五学科ある。この教科を担当する教員を確保するため、昭和四十一年度から熊本大学に特別教科(看護)教員養成課程を設置したが、教員の需給状況と地域的配分を考慮し、昭和四十二年度には、徳島大学に同課程を設置することについて概算要求を行なつていている。

学校給食用牛乳について、酪農振興法に基 づいて定めた学校給食供給目標に即し、おむね昭和四十五年度までに全面的に国内産牛乳に切換えることとしており、また、学校給食用牛乳供給事業を実施するにあたっては、供給事業者、供給価格等につき生産者団体の意見が十分反映されるよう配慮している。父兄負担の問題については、今後とも配慮を加えるよう努めたい。	千葉県松戸市貝の花古代遺跡の保存に関する請願(五件)(第一三四二・一三五九・一三七六・一四〇九・一八五一号)	同和教育推進に関する請願(第三五八号)	法制化に関する請願(第二六一二号)
---	--	---------------------	-------------------

動物の保護及び管理に関する法律 制定に関する請願(七八八件(第 三一〇九七・三一〇九八・三一〇九一・三一〇九二))	同	学校給食用の輸入脱脂粉乳を国内産牛乳に きりかえることについて、酪農振興法に基づき定められた学校給食供給目標により、おむね、昭和四十五年度までに全面的にこれがきりかえを図ることとしており、今後ともこの目標に即し、国内産牛乳へのきりかえを促進していかないと考えているので、今直ちに全面的なきりかえを行なうことは困難である。	学校給食用牛乳による学校給食制度の 補助に関する請願(第二二七号)
---	---	---	--------------------------------------

同

一、国立学校の避難器具等防火器具類について
は、新嘗建物にあつては「建物新嘗に伴う所
要設備費」として考慮することを常例とし、
既存建物分は現状に応じそれぞれの学校の既
定経費をもつて逐次整備せしめることとした
特殊のものについては、別に予算措置を講じ
ていたが、なお請負の趣旨にそろべく努力
し、速かにこれが整備を期することとした。

二、公立小・中学校に対する避難器具等校用備
品についての財源措置は、現行地方交付税制
度において、単位費用の積算基礎のうち校用
備品の一部として措置している。

三、学校等の一定の防火対象物については、消
防関係法令に定める基準により避難設備その
他の消防用設備の設置および維持の義務が果
せられており、この点については、現地の消
防機関が強力に指導している。なお、国公立
の学校を含む國および地方公共団体の建築物
に対する消防用設備促進については、一般も
各都道府県に協力方を要請した。

四、公私立の学校については、從来防火講習会
等の開催により指導してきたが、今後願の
趣旨にそろよう、より適切な指導を行ないた

同

厚生省

栄養士のいない集団給食施設に対する指導の強化を図るため、保健所に管理栄養士である栄養指導員を増員補助することとし、昭和四十一年度予算においては、初年度分として都市(U-1、U-2)型保健所に七十二名を、さらに昭和四十一年度予算において、都市(U-2)型保健所に六十一名を増員することとした。

結核対策の拡充に関する請願 (二)
件(第一九・一五二八号)

同

なお、今後これらの措置を強化していくべきだ。

一、昭和三十九年度不足額約十七億円については、昭和四十年度補正予算補正三号により措置された。昭和四十年度不足見込額については、昭和四十一年度予算の執行状況とも見合いで上検討いたしたい。

二、国立療養所における結核病床については、結核患者の動向および地域における結核病床等の事情を十分勘案のうえ、結核に対する医療需要に即応し、必要病床は国として将来とも確保する基本方針である。したがつて、重症患者についても療養所独自の特殊な事情の存しない限り、入所治療を行なうことは当然と考えている。

診療費の二割引制度については、社会保険等による医療保障施策の充実をみた今日再検討すべき段階にあることも見逃し得ないのでは、結核医療はもちろん、医療制度全般にわたる大局的見地からも慎重に検討すべきものと考えている。

三、結核患者の入所命令措置の運用については、低所得階層に重点をおいて実施することとしており、A(市町村民税均等割税額以下の階層)およびB(市町村民税均等割税額をこえる階層)の二に区分し、A患者については必要な措置の制限はなく、B患者については、さらに細分して低所得階層から順次計画的に入所命令措置を行なつていている。

人命尊重に関する請願 (第二五七号)

同

国立栄養体力研究所(仮称)設置に関する請願(二件)(第一二五・三〇八号)

同

に関する臨時行政調査会並びに地方制度調査会の第二次答申反対に関する請願(四件)(第六六三・七三・九〇六・一三一六号)

同

においては、調理師制度について諸種の意見が提出されているが、食生活を通じての国民の保健の維持向上並びに調理師の資質の維持向上のうえからも、調理師の免許、登録、試験制度の簡素化又は廃止をするのは適当でないと考えている。

アルコール中毒者の治療施設増設及び整備拡充に関する請願(四〇件)(第一一三八一・一四一三・一四一七・一四八二・一五六七・一八三・一六〇七・一六三〇・一三一・一七一二・一七二三・一七九六・一九三七・一九五七・一九五八・一九八八・一九八九・一九〇・二〇〇四・二〇〇五・二〇〇六・二〇〇四二・二〇〇四三・二〇〇六六・二〇〇九四・二〇〇九九・二〇〇三〇・二二七四・二二四八・二二一三・二二一六一・二三九三・二四一三・二二五〇二・二五一七・二五六五・二二五七・二二七八八号)

同

心臓手術に要する供血制度改善に関する請願(五件)(第一四二六・一九三八・一九九一・二二八九・一二三四四号)

同

一、各都道府県に血液センター、同出張所および移動採血車等の受入れ施設の増設を図るべき緊急計画を樹立し、目下これに要する財政措置等を検討中である。

二、献血による保存血液の価格から血液代を除外する方向で価格改訂等の措置を検討中である。

三、輸血用血液の必要量が献血によつて十分に確保されるまでには至つていない現段階において、医療機関に献血血液の使用を義務づけることは困難である。したがつて、献血の推進を図り、献血血液を十分に確保することが目下の急務であるので、さらに強力な諸施策を講じていく所存である。

陸中海岸国立公園の地域拡張並びに下北半島の国定公園指定に関する請願(第八八八号)

一、陸中海岸国立公園の区域については、昭和三十六年の国立公園の体系整備に関する自然公園審議会の答申があり、その答申に基づき、既に昭和三十九年六月一日に釜石以南の区域拡張を行なっているので、本公園の指定は一応完了していると考えている。既に自然公園法に基づく申出がなされているので、申出のある他の地域とともに、近く自然公園審議会に図つて、その適否について検討することいたしたい。

下肢障害者の福祉更生に関する請願(六件) (第二六五一・二六五四・二六五三・二六五四・三〇〇〇・三一六五号)

同

生活保護法の実施要領に関する請願(第三三〇〇号)

同

一、自動車は、従来の補助具とはその性質を異にするので、これとは別個に、その利用を容易にするための措置を講すべく、現在、身体障害者福祉審議会に図つて、慎重に検討をすめている。

二、補助具の給付に伴う費用徴収については、従来から身体障害者の負担の軽減を図つてきただところであるが、今後とも一層努力いたしたい。

三、生活保護法による保護の基準について、年々引き上げをはかつてきただところであるが、今後も一般国民生活水準の向上に相応し、かつ、これとの格差を是正する方向で引き上げに努力いたしたい。

四、収入認定、勤労控除、一時扶助等について、収入認定、勤労控除、一時扶助等について、は、生活保護法の許す範囲で引き続き検討いたしたい。

五、健康保険等医療保険各制度について、現在、抜本的対策を検討中であるが、制度の改善については十分考慮してまいりたい。

六、無拠出制年金である老令福祉年金、障害福祉年金、母子福祉年金等については、昭和三十四年の制度発足以来、前後六回にわたり給付額の引き上げ、支給制限の緩和を図ってきたが、今後ともこれが充実に努めてまいりたい。

七、戦没者の慰靈彌彰並びに遺族扶護対策強化に関する請願(第一三五号)

同

一、簡易水道事業に対する助成強化に関する請願(第一五六五号)

同

二、深夜興業禁止に関する請願(六件) (第一〇一九・一〇三六・一二四一・一一九八・一二九九・一二五九号)

同

三、環境衛生金融公庫設置に関する請願(二十八件) (第一六四・一六七・一六八・一八五・二二五・二四八・二四九・二六六・二六七・二六八・二八三・三三一・三四一・八四二・二九八九・三〇〇一・三〇二・三〇〇三・三〇〇四・〇〇五・三〇〇六・三〇〇七・三〇三四・三〇四四・三〇四五・三〇四六・三一七一・三三〇三号)

同

法律の制定又は改正を行ない、強化・拡充をはかつているところであり、今後も引き続き改善を行なつていただきたい。

環境衛生営業の特殊性に応じた融資を行なうよう努力いたしたい。

環境衛生金融公庫設置に関する請願(二十八件) (第一六四・一六七・一六八・一八五・二二五・二四八・二四九・二六六・二六七・二六八・二八三・三三一・三四一・八四二・二九八九・三〇〇一・三〇二・三〇〇三・三〇〇四・〇〇五・三〇〇六・三〇〇七・三〇三四・三〇四四・三〇四五・三〇四五六・三一七一・三三〇三号)

同

一、環境衛生同業組合の事業としては、組合員に関する法律の一部改正に関する請願(六十件) (第二三三二七・二三二八・二三五八・二三五九・二三六〇・二四一〇・二四四七・二四九八・二四九九・二五〇〇・二五〇一・二五一八・二五五三・二五七二・二五七三・二五七四)

同

二、簡易水道施設整備費の国庫補助については、昭和四十一年度から從前補助率が一律四分の一であったのを改め、財政力の低い市町村には補助率三分の一で補助を行なうこととしている。又起債条件の緩和については、今後検討いたしたい。

同

五七九・二六〇〇・二六〇・二六〇〇
六〇八・二六〇九・二六一八
六二五・二六三三・二六四五
六五七・二六七四・二六七八
六八六・二六九一・二六九五
六九六・二七一・二七二七
七四九・二七五〇・二七五八
七五九・二七六一・二七六二
七六三・二八〇三・二八〇四
八〇五・二八〇六・二八〇七
八〇八・二八三三・二八四九
八六八・二九一九・二九三七
九五七・二九五八・二九七九
〇三六・三〇三七・三〇四三
一七七・三一七八号)

バーテンダーの国家試験実施に関する請願(八件) (第三〇〇九・三〇一〇・三〇四七・三一六六・三一六七・三一六八・三一六九・三一七〇号)

医師、看護婦の充足に関する請願(第二〇号)

同

を命ずることは、サービス業である環営業について必要であるかどうか検討いたしたい。
三、営業施設の配置の基準を設定することは、環境衛生同業組合の事業として自主的に行なわれるべきであつて、公的な許可その他の処分に係らしめることはできない。営業所の面積について最下限を定めることについては公衆衛生の見地から必要であるかどうかについて検討いたしたい。

四、環境衛生同業組合の事務所等に対しては、昭和四十一年度より固定資産税が免除されることとなつてある。組合の出資証券に対する印紙税の免除については検討いたしたい。

公衆衛生向上等の見地からみてバーテンダーに関する免許制度を設け国家試験を行なう必要があるかどうかについて検討いたしたい。

一、医師の充足、適正医療の確保等の問題は、医療制度全体とも関連する問題であるので、医療制度調査会の答申に示された制度改善の基本方策にそつて改善を図つているところであるが、今後ともこれら対策の推進に努めたい。

二、看護職員の確保については、従来から看護学生に対する修学資金貸付制度および養成施設に対する整備拡充を図ることによつて養成人員の増加を図つてきたところであるが、さらに看護職員の配置の合理化、パートタイム制の活用、仮眠室休憩室等の勤務環境の整備等を通じて、医療施設における看護体制の改善を図つていきたい。

なお、保健婦、助産婦、看護婦法の改正については、関係者の意見を徹しつつ、看護体制の脆弱化をきたさないよう慎重に検討を行なつてある。

同

療術業務(医業類似行為)の新規開業の制度化に関する請願(二十九件)(第二三・七五・一四〇・一五〇・二八九・三八五・一五三六・二〇六七・二〇九〇・二一一六・二一三八・二一三九・二一五一・二一七九・二二三二・二二二七・二二六八・二三一九・二三六一・二四一一・二四一二・二六三一・二六三二・二六五五・二六七三・二七二六・二七四八・二七八九・三一六四号)

国立足利療養所の結核ベット縮小反対等に関する請願(第九六五号)

同

四〇円を一四八円に引き上げ、特別食については、一人一日当り一六九円を一七九円に増額したところであり、今後ともその改善に努力したい。

二、生活保護基準については、本年度においては、一人一日当り一六九円を一七九円に増額したところであるが、今後とも国民の消費生活の実態に応じた引き上げを行なうよう努力したい。

期末一時扶助費については、昭和四十一年十二月に改定を行ない、一般地居宅の場合千四百円に引き上げられたところであり入院患者日用品費についても本年四月から基準額を引き上げるとともに、一定の地域に最高月額三百円の冬季加算を行なうこととしたところであります。

あん摩マッサージ指圧、はり、きゅうおよび柔道整復以外の医業類似行為に関するはり、きゅう、柔道整復等中央審議会に諮問され、且下、同審議会において調査審議中である。政府としては、この調査審議の結果を参考のうえ、必要な措置を講ずることといたしました。

一、近時、結核対策の進展により国立療養所においても空床を生ずるに至つたが、なお住宅患者で入院を要する者は相当数におよんでいるので、入院の促進方については、今後とも努力いたしたい。

二、国立療養所の運営並びにその整備に当つては、広く結核医療その他地域医療需要等施設の実情に応じ重点的に行なつてゆく方針であるので、中小施設について一概にこれを軽視削減の考えはもつてない。

三、足利療養所については、昭和四十一年度に重症心身障害児者病床八〇床を新設するなどとしているが、既存の結核病床については地域における結核の医療需要並びに病床事情等を十分考慮し、必要な病床は維持してゆく

官 報 (号 外)

国立岐阜療養所災害補償等に関する請願(十件)(第四七一・四七二・六〇〇・六〇一・六一五・七二〇・八四三・九六四・九八九・一一八・一号)

同

考である。
四、外科医師の確保等医療面の充実について
は、今後とも十分努力いたしてまいりたい。
五、重症心身障害児対策について、特にその受
入れに当つては多くの困難を伴うものであ
り、また、永続的に推進を図るべきものであ
るので、十分な態勢のもとに対処してまいり
たい。

一、し三、国立岐阜療養所における火災事故につ
いては、犠牲者並びに被災患者に対し、ま
ことに同情を禁じ得ないところであるが、そ
の保障については出火原因が重大な過失によ
ることが明確でない今日、国家賠償法等法律
に基づく措置の適用は困難である。しかしな
がら、被災者に対するは、療養上必要な寝具
類並びに日用品等の貸与その他見舞金の配分
等をそれぞれできる限りの保障措置を講ずると
ともに病棟焼失に伴う病床整備についても既
存病棟を整備し、必要病床の確保を図つたと
ころである。

四、岐阜療養所を含め、国立療養所の運営につ
いては、結核患者の実態と今後の推移並びに
結核対策に呼応して適正に処理すべきものと
考へているが、最近における結核医療技術の
面から、高度な医療を行なつてゆくためには、
相当程度の病床規模を有する施設である
ことがより望ましいと考えられる面もあるので、
それらの事情を十分考慮のうえ検討いた
したい。また、必要な医療従事者の増員につ
いては今後とも努力する。

五、現在、医療保険制度の抜本的改正を行なう
べく検討中であるが、国民の期待にそつよう
努力したい。

六、朝日訴訟については、現在、最高裁判所で
係争中であるが、生活保護基準は、二十二次
にわたり引き上げが行なわれてきたところであ
り、今後も裁判の結果にかかわらず、国民
の消費生活の実態に応じた引き上げを行なう
よう努力したい。

国立らい療養所栗生楽泉園入所患者
者の療養生活改善、向上に関する
請願(第六一四号)

同

ハンセン氏病療養所の患者作業
賃、日用品費賃額及び不自由者看
護職員切替に関する請願(二件)
(第一二二二・二〇八九号)

引揚医師の免許及び試験の特例に
関する請願(十三件)(第一八七九・
一八八〇・一九三五・一九三六・
一九四七・一九六〇・一九六一・
一九九一・二〇〇三・二〇四一・
二〇九一・二〇九二・二二三五
号)

同

同

同

遇の改善について今後とも努力いたした
い。
五、患者作業のあり方については今日不自由者
の増加、並びに患者の高齢化等の傾向にある
ので作業内容の整理等により、逐次作業賃に
減の方針で対処いたしたい。また、作業賃に
ついても社会情勢等を十分考慮し、できるだ
け妥当なものにその引き上げを図つてしま
たい。

六、施設の実情に応じ極力整備を図つてしま
たい。

七、不自由者付添介助に伴う整備については、
当面らしい療養所の施設整備費中重点事項とし
て取り扱つてある。

一、作業賃については、一般社会情勢をも勘案
してその改善に努力いたした。
二、生活待遇に関する諸経費については、社会
事情に見合つてその引上げを行なうよう改善
に努力したい。
三、不自由者の付添介助については、不自由度
に応じ必要な看護要員を確保すべく努力いた
したい。

医師又は歯科医師の資格要件を緩和すること
は国民の医療上重大な問題であり、かつ、引揚
医師に対する免許および試験の特例措置につい
ては、昭和三十七年までの間ににおいて充分講じ
てきたところがあるので、請願の主旨にはそ
い難い。

茅野市立病院長牛山博士のがんに関する研究
S・I・Cの追試については、すでに日本癌學
會等において論議され、又国会においても種々
議論されて今日に至つてある。特に去る四月の
第五十一回国会における衆議院科学技術振興対策
特別委員会の席上、参考人である国立がんセン
ター久留病院長からも厚生省の指示により國立
がんセンターにおける追試の結果についての報
告がなされているので、政府としては現在のと
ころさらにこれが追試を検討する考えはない。

一、衛生検査業務の推移および従事者の需給閑
係等の問題があり、検討中である。
二、業務遂行上医師との関係が他の医療補助者

衛生検査技師法の一部改正に関する
請願(九件)(第一四一八・一四
八六・一四五七・一六二七・一八

同

同

同

五二・一九〇四・二〇一九・二四
四八・二四九七号)

の場合と異なることに基づく用語の相異であり、特に従属性を強調するものではないと解すべきであるから、改める必要性は認め難い。

三、臨床検査の推移に対応した衛生検査技師の業務範囲の再検討の要があるが、医行為との関係において重要な問題があるので、今後十分検討することといたしたい。

四、衛生検査業務の高度化等に伴い衛生検査技師の資質の向上を図る必要があるので、養成期間の延長は検討課題であると考えている。

五、児童の処遇の改善については、最低基準の改善を図るほか、給食費および保育材料費について、毎年度単価の増額を図つてきたところであるが、今後ともその内容を向上させるために引き続いて努力を重ねてまいりたい。

四、職員の給与については、昭和四十一年度においては、昭和四十一年度改定の給与を前年度に比べて「三・七%」引き上げた。今後も職員の処遇の改善に努力してまいりたい。

衛生検査技師国家試験の地方自治体移譲反対に関する請願(二件)

(第一四八七・一〇二〇号)

老人福祉施設設立認可に関する請願(第二八七四号)

同 同 同

保育所の拡充強化に関する請願(第五六号)

同

昭和四十一年度における老人福祉施設の整備費補助金については、申請額が予算額を大幅に上回ったため、多くの申請者に対し、申請の趣旨を可としながらもこれを認めない、措置をとらざるを得ない状況にあつた。当光榮園に対する千葉県の意見を参考として本年度は補助しないこととしたのであるが、次年度以降において状況に応じ補助したいと考えである。

一、保育所の拡充整備については、昭和四十一年度において、新築二〇二カ所、増改築八三カ所、計二八五カ所二二一、八四〇千円の国庫補助を行なつてゐるが、なお保育への需要は増大し、保育所の数は著しく不足している状況にあるので緊急にその拡充整備を図るよう努力してまいりたい。

二、民間保育所に對しては、昭和三十八年度より、国庫補助金により、老朽民間施設の改革の推進を図るとともに、運営面においても保育所措置費の内容の充実を図る等により、毎年その改善向上に努めている。

三、最低基準の改善については、中央児童福祉審議会の意見具申(昭和三十七年七月十六日)の線に添つて逐年改善措置を講じてきたところであり、昭和四十一年度においては、保母の定数を、從来三歳未満児八人につき一人で

母子栄養強化対策に関する請願(第二二四号)

同

千葉県沼南町所在の精神薄弱児施設桐友学園助成に関する請願(二件)

(第一二五〇・一二五二号)

六、保育所の運営に用する費用については、地域自治体の負担を軽減するため、保育単価を昭和四十一年度は、前年度に比べ、約三%引上げる等の措置を講じてゐるが、なお引き受けを講じてゐる。

五、妊娠婦および乳幼児に対する栄養補給の強化対策として、昭和四十一年度には、従来の生活保護世帯、市町村民税非課税世帯のほか、市町村民税均等割のみ課税世帯の一部が加えられ、事業の拡大を図つたところであるが、昭和四十二年度には、牛乳単価の引上げについて努力いたしたい。

一、社会福祉法人、民法法人等の經營する精神薄弱児施設に對しては、改造・拡張等に要する費用について国庫補助を行なつてゐる。

二、精神薄弱者の保護指導は、児童および成人で、その取り扱いを異にするため、同一施設に児童から成人まで収容することは困難であるが、特に必要がある場合には満二十歳に達するまで在所できる措置が講ぜられている。

しかしさらに入所期間を延長することが必要であると認められる場合が多いので、入所期間の大額な延長について、現在検討中であり、実現の方向で善処いたしたい。

号)

るが、内容の改善については、十分考慮して
まいる所存である。

三、精神薄弱児施設の職員については、(1)児童
指導員および保母の職員定数を昭和四十一年
度より、収容児童五人につき一人と改定した
こと。(2)職員給与を昭和四十年度当初に比
し八・七%引き上げたこと。(3)通勤手当を
二、〇〇〇円から二、七〇〇円に引き上げた
こと、等職員の増員、待遇の改善を図つたと
ころであるが、さらに、改善の努力をするこ
とをいたしたい。

二、(一)給付水準を大幅に引き上げ、いわゆる一
万円年金を実現し、同時に、現在民間企業
で行なわれている企業年金と厚生年金との
調整をはかる、いわゆる調整年金制度を創
設するための厚生年金法の改正が昨年六月
に行なわれた。その際、国庫負担率は一五
%から二〇% (坑内夫の場合は二〇%から
二五%)に増加された。

なお、日雇労働者は現在国民年金の被
保險者となつてゐるが、これを厚生年金の被
保險者とすることは、雇用の実態からみて
問題が多いので慎重に検討したい。

(二)二五年納付で月五、〇〇〇円のいわゆる
夫婦で一万円年金が実現したが、現在すで
に高令者である者は、この適用を受けるこ
とができないので、福祉年金額の引き上げに
ついて、今後とも努力してまいりたい。

(三)老人世帯の住宅需要が増大している現状
にかんがみ、特定目的住宅として第二種公
営住宅の中に老人世帯向住宅を建設するこ
とにし、毎年一、五〇〇戸の割当が行なわ
れている。

(四)老令者に対する医療保障の充実について
は、医療保険制度の抜本対策の一環として
十分検討する所存である。

日雇労働者健康保険法改悪反対に 関する請願(第三一六二号)

同

一、日雇労働者健康保険制度については、医療
保険制度の抜本的対策の一環として検討中で
あるが、内容の改善については十分考慮して
まいる所存である。

(一)医療保険制度の長期的安定をはかるた
めに、抜本的対策を検討中であるが、給付
の改善についても十分検討を加えてまいる
所存である。

(二)診療報酬の改善については、診療報酬体
系の適正化の一環として検討したい。

(三)医療保険制度の改善については、今後と
ても十分努力する所存であるが、その費用を
全額国庫負担および事業主負担で賄うこと
はないものと考える。

「義装耳たぶ」については、現在、身体障害者

社会保険診療報酬支払期日の法制 化に関する請願(第一三五七号)

同

一、診療報酬の支払については、現在、診療翌々
月二十一日を中途に支払を完了するよう努め
ておるところであるが、今後とも支払遅延を
おこさないよう努力したい。

二、支払遅延利子については、種々問題がある
ので、今後とも慎重に検討いたしたい。

財政基盤の弱い健康保険組合については、現
行の臨時補助金制度を活用し、財政の健全化を
図つていただきたい。

三、日雇労働者健保改善及び老後
の保障に関する請願(第二一八八号)

日雇労働者健康保険改善及び老後
の保障に関する請願(第二一八八号)

同

一、日雇労働者健保改善については、医療
保険制度の一環として検討中であるが、給付
の改善についても十分検討を加えてまいる
所存である。

二、精神薄弱児施設の職員については、(1)児童
指導員および保母の職員定数を昭和四十一年
度より、収容児童五人につき一人と改定した
こと。(2)職員給与を昭和四十年度当初に比
し八・七%引き上げたこと。(3)通勤手当を
二、〇〇〇円から二、七〇〇円に引き上げた
こと、等職員の増員、待遇の改善を図つたと
ころであるが、さらに、改善の努力をするこ
とをいたしたい。

三、精神薄弱児施設の職員については、(1)児童
指導員および保母の職員定数を昭和四十一年
度より、収容児童五人につき一人と改定した
こと。(2)職員給与を昭和四十年度当初に比
し八・七%引き上げたこと。(3)通勤手当を
二、〇〇〇円から二、七〇〇円に引き上げた
こと、等職員の増員、待遇の改善を図つたと
ころであるが、さらに、改善の努力をするこ
とをいたしたい。

昭和四十一年十二月二十日 参議院会議録追録(その一) 第五十一回国会において採択された請願の処理経過

農林省	農林省	農林省
請願(第一五六六号) 生産者米価の大額引上げに関する 請願(第一五六六号)	消費者米価引上げ反対等に関する 請願(第二七六六号)	に「義装耳たぶ」を追加するの請願 (第七六号)
昭和四十一年産米価は、生産費および所得補償の考え方に基づき、去る七月に適正に決定した次第である。	本年産米の政府買入価格の決定に伴い、生産者米価は消費者米価をかなり上廻る逆ざやとなり食糧管理制度を堅持し、その適正円滑な運用を図つていくといふ観点からは消費者米価を改定して米価体系を正常な姿にすることが本来である。	福祉審議会が、身体障害者に対する補装具の種目及支給基準の改善を審議中であるので、その答申をまつて検討したい。
みそ原料米の現行価格維持に関する 請願(第三〇二〇号)	しあしながら現下においては、消費者物価の問題は極めて重要であり、消費者米価の改定は国民生活に重大な影響を有するので家計費および物価その他の経済事情をも考え合せて慎重に検討したい所存である。	昭和四十一年産米価は、生産費および所得補償の考え方に基づき、去る七月に適正に決定した次第である。
大豆なたね交付金暫定措置法に基 づく昭和四十一年度なたねの基準 価格引上げに関する請願(二一五 件)(第二七九〇・二七九九・二八 一〇・二八二八・二八二九・二八 三七・二八五三・二八五四・二八 五五・二八七〇・二八七一・二八 七二・二八八九・二八九〇・二九 三五・二九五九・二九六〇・二九 八三・三〇二一・三〇二三・三〇 二三・三〇二四・三〇四八・三〇 四九・三三〇八号)	みそ原料米である碎米の輸入価格は上昇していきところであるが、みそ原料米の価格の引上げがみその価格へ及ぼす影響および昭和四十一年一月一日に輸入碎米の価格の改定を行なつたこと等諸般の事情を考慮して、輸入碎米の政府壳渡価格はとりあえず現行のものを維持することとした次第である。	みそ原料米である碎米の輸入価格は上昇しているところであるが、みそ原料米の価格の引上げがみその価格へ及ぼす影響および昭和四十一年一月一日に輸入碎米の価格の改定を行なつたこと等諸般の事情を考慮して、輸入碎米の政府壳渡価格はとりあえず現行のものを維持することとした次第である。
海外派遣青年帰国後の活動費助成 に関する請願(第七七八八号)	みそ原料米である碎米の輸入価格は上昇していきところであるが、みそ原料米の価格の引上げがみその価格へ及ぼす影響および昭和四十一年一月一日に輸入碎米の価格の改定を行なつたこと等諸般の事情を考慮して、輸入碎米の政府壳渡価格はとりあえず現行のものを維持することとした次第である。	日本国際農村青年連盟が請願の趣旨の活動を実施されていることは、意義のあることであり、今後ともその活動を自主的に推進されることを期待している。
第二次沿岸漁業構造改善対策推進 に関する請願(第一六九六号)	政府においては、従来から協同農業普及事業の一環として青少年活動促進事業(昭和四十一年度予算額一三一、〇〇〇千円)を実施しており、これによつて青少年のグループ活動の促進を図つているが、今後ともこの事業の実施を通じて海外農業の知識の普及、帰国後の青年の研修等が適切に実施されるよう都道府県を指導してまいりたいと考えである。	日本国際農村青年連盟が請願の趣旨の活動を実施されていることは、意義のあることであり、今後ともその活動を自主的に推進されることを期待している。
食糧自給を放棄した農業基本法の 体制改革等に関する請願(第一三 四九号)	沿岸漁業構造改善対策事業は、全國を四二地域に分け、昭和三十七年度以降順次実施中である。当初指定した五地域(宮城、愛知、京都、山口および長崎県北部)は、昭和四十年度をもつて四か年の事業を終了したが、その事業の効果をより一層高めるため、昭和四十一年度においては、これら五地域について補足整備計画を立てた。今後も沿岸漁業構造改善対策事業の所期の目的を達成するため、事業の効果と問題点の把握につとめ、さらに必要な対策を検討して行く所存である。	日本国際農村青年連盟が請願の趣旨の活動を実施されていることは、意義のあることであり、今後ともその活動を自主的に推進されることを期待している。
同	同	同
低毒性有機りん製剤の価格引下 げに関する請願(二件)(第二二 二・二二四五号)	沿岸漁業構造改善対策事業のうち經營近代化促進対策事業は、全國を四二地域に分け、昭和三十七年度以降順次実施中である。当初指定した五地域(宮城、愛知、京都、山口および長崎県北部)は、昭和四十年度をもつて四か年の事業を終了したが、その事業の効果をより一層高めるため、昭和四十一年度においては、これら五地域について補足整備計画を立てた。今後も沿岸漁業構造改善対策事業の所期の目的を達成するため、事業の効果と問題点の把握につとめ、さらに必要な対策を検討して行く所存である。	在バラチオン剤と低毒性有機りん剤との価格差は漸次少なくなつてきているが、まだ若干の開きがあるので、ご趣旨にそろよ、今後さらに低毒性農薬の使用促進と生産の合理化等を図りながら価格の低減を図るよう努力していく所存である。

である。

三、出稼せき者が安心して働くようにするため、農林省は、昭和四十年度から農家労働力対策事業を実施して、農業委員会の系統組織を通じて就業相談活動等を行なつてある。一方、労働省では「出稼労働者対策要綱」を定め、職業安定機関のあつせん体制を確立し、就労経路の正常化、就労条件の適正化をはかるため、出稼労働者および事業主に対する指導および監督を強化する等の措置をとづいている。また労働災害、賃金不払、不良な宿舎等、労働条件や労働環境については、かねてから、これら出稼労働者の大部分が就労している建設業を特に重点業種として、強力な災害防止監督の推進、労働条件近代化のための集團指導の実施、賃金不払通報制度の確立等の施策を講じてきている。

これらの施策については、農林、労働両省間の緊密な連絡の上に関係行政機関、地方公団体、農林関係団体等の協力をえて、さらにつく強化、充実に努めていく所存である。

四、出稼者の留守家族の不安を解消するため、農林省としては從来生活改良普及員による留守家族に対する助言、指導、援助等を行なつて来たが、今後これを拡充強化して行きたい。また、労働省は、從来より実態調査の実施、情報収集に努めてきたが、昭和四十年度から農村地域に婦人少年室協助員を新たに配置して留守家庭の状況把握、生活相談を行なつて來たが、本年度はさらに、重点施策として、出稼者と留守家族との連絡をとるための方策を積極的に進めていく。すなわち、八月には「農村出稼者と留守家族との連絡をとる活動」を全国的に展開するとともに、出稼労働者との家族との間をそれぞれの所在地の婦人少年室協助員によつてカード方式による連絡を行なつて兩者の結びつけを図つてある。

五、現行労働基準法は、賃金の支払いについて、刑罰をもつて使用者に義務づけていいると、

国営かんがい排水事業並びに付帯県営事業の早期完成と地元負担軽減等の措置に関する請願(第二〇三号)

同

ころである。賃金不払事件については、労働者の生活に影響するところが大きいことによると、労働省としては、かねてより鋭意監督指導に努めてきたところであるが、特に多数の出稼労働者が就労している建設業については、国等の建設工事の入札に参加することに賃金不払の有無等を考慮することとなつたことに伴い、労働基準監督機関が賃金不払事務を関係機関へ通報する、わゆる賃金不払通報制度を設ける等、賃金不払の未然防止、早期解決に努力しているところである。

六、地域開発、資源の適正配置等を推進することにより地域格差に対処するとともに、四十一年度から労働省で実施している通年雇用促進のための融資制度等により、地元における就業機会の増大を図つて行く所存である。

国営かんがい排水事業並びに付帯県営事業の早期完成と地元負担軽減等の措置に関する請願(第二〇三号)

同

特別会計制度による国営かんがい排水事業の借入金利子引下げ等に関する請願(第一六〇五号)

右に同じ。

一、特別会計による国営かんがい排水事業の早期完成については、七箇年で完成するよう極力努力しているが、これ以上の期間の短縮は技術的に困難である。

なお、付帯県営事業については、国営事業の進捗に応じてその推進を図ることとしている。

二、国営かんがい排水事業の負担の軽減については、昭和四十一年度以降において完了する地区につき、負担金の償還期間の現行十年を十五年に延長したが、今後もなお負担の適正化を期するよう検討したい。

三、工事務費は、国営かんがい排水工事を施行するのに必要な費用であり、工事費と一体とした事業費として事業を実施しており、工事務費のみを全額国庫負担とすることは、他の事業との関連もあり、困難である。

四、土地改良事業費についての普通交付税の基準財政需要額の算定に当たつては、農業行政費において国直轄事業及び補助事業に対する負担金分として、その相当額を包括的に算入しているが、その算定方法等については、なお今後検討してまいりたい。

官報

号外 昭和四十一年十二月二十日

○ 第五十三回 参議院会議録追録（その二）

件名	主管する府省	請願に対する処理要領
国営かんがい排水事業（水資源開発公團営事業を含む）並びに付帯県営事業の早期完成と地元負担軽減等の措置に関する請願（第二三三一號）	農林省	同
國営かんがい排水事業の負担金削減（第二〇二号）	農林省	請願に対する処理要領
國営かんがい排水事業の負担の軽減について（第一六九五号）	農林省	請願に対する処理要領

農道整備事業の拡充強化に関する利子補給に関する請願（第二三四四号）	同
土地改良区の職員給及び事務費国庫補助等に関する請願（一件）（第一四五・一四三六号）	同
開拓農家宮農振興対策並びに負債対策に関する請願（第二三三二号）	同
農業生産の合理化および農業生産物流通の合理化に欠くことのできないものであるので、土地改良長期計画に基づき、農業用揮發油税財源身替農道整備事業を含め農道の整備事業の拡充実施を図るよう努力したい。	同

農道整備事業の拡充強化に関する利子補給に関する請願（第二三四四号）	同
土地改良区の職員給及び事務費国庫補助等に関する請願（一件）（第一四五・一四三六号）	同
開拓農家宮農振興対策並びに負債対策に関する請願（第二三三二号）	同
農業生産の合理化および農業生産物流通の合理化に欠くことのできないものであるので、土地改良長期計画に基づき、農業用揮發油税財源身替農道整備事業を含め農道の整備事業の拡充実施を図るよう努力したい。	同
農業生産の合理化および農業生産物流通の合理化に欠くことのできないものであるので、土地改良長期計画に基づき、農業用揮發油税財源身替農道整備事業を含め農道の整備事業の拡充実施を図るよう努力したい。	同

官報(号外)

農林省直轄玉名海岸保全整備事業実施に伴う県費負担の軽減並びに事業促進のための必要措置に関する請願(第二〇一号)

が負担することになった。九州地方における農林省直轄地区はそれぞれこの政令によつて指定され、従つてこれらの地区の直轄海岸保全施設整備事業に係る県費負担は、従来よりも軽減されることになつた。

二、事業の促進については、これまで計画的に実施するよう配慮しており、今後も早期完了に努めてまいりたい。

一、海岸法に基づく直轄海岸保全施設整備事業の国費負担率は三分の一であるが、海岸法の一部を改正する法律により、政令で指定する地域については、その事業費の三分の二を国が負担することになった。玉名地区はこの政令によつて指定され、したがつて、本地区的海岸保全施設整備事業に係る県費負担は従来よりも軽減されることとなつた。

二、事業の促進については、これまで計画的に実施するよう配慮しており、今後も早期完了に努めてまいりたい。

救農土木事業は、旱ばつ冷害等による農作物被害が甚大である場合に、被災農家の現金収入の途を開くためにとられる措置であり、被害程度その他諸般の事情を考慮して実施するかどうかを決めているが、本灾害については、現在のところ実施は考えていない。

開花枯死竹林の早期回復のため必要な措置については、現行制度の運用にあたり十分配慮いたしたい。

一、昭和四十一年度予算において助成することとしている。

二、東南アジア諸国からのとうもろこしアイロ等の飼料原料の開發輸入については、今後とも十分検討をすすめ、積極的に対処してまいりたい。

三、昭和四十一年度には政府操作飼料の総売渡計画数量を増大し、前年度対比一一%増の百九十五万三千トン(原料形態)とし、特に、大麦については二〇%増の四十八万トン、専産ふすま、原料用小麦については一二%増の百万トンと大幅に増大した。

冷害被災農家経済安定のため、救農土木事業実施促進に関する請願(第二〇四号)

同 同 同 同

豚肉の安定基準価格等に関する請願(二件)(第二二二〇・二一四六号)

同

四、配合原料の価格の適正化については、原料の需給安定を通じて価格の安定を図ることが適切と考えるので、今後とも飼料需給安定制度の適切な運用により対処してまいりたい。

五、飼料需給安定制度の運用にあたつては、飼料の地域的時期的需給の安定を狙いとし、政府経費の節減をも考慮しつつ適切な場所に適期適量を保管することが必要である。

酒田政府倉庫の保管についても、この従来からの考え方により対処することとした。

六、農業所得に対する課税は大部分が標準課税率によつて行なわれている。この標準税率(額)は、税務当局が、毎年実施する調査にもとづいて決められているが、なお当該地域の肥育豚経営の実態に即した農業団体等の意見が適正に反映されるよう努力してまいりたい。

七、豚舎に対する不動産取得税および固定資産税の特別措置を講ずるには他の同種の施設に對する取り扱いとの均衡から考えて非常に困難であると考える。

八、四十一年度の豚肉安定基準価格については、畜産物価格審議会の答申に基づき算定した結果、前年度より十円引き上げ一キログラム当たり三百二十円(関東市場水準)と決定した。

一、豚肉の四十一年度の安定基準価格については、畜産物価格審議会の答申に基づき算定した結果、四十一年度より十円引き上げ一キログラム当たり三十円(関東市場水準)と決定した。

二、畜産振興事業団の買入れ対象豚肉の規格については、価格安定の実効を確保するため、その対象範囲の拡大について今後検討することとしている。

三、豚肉の産地指定場所における買入れについては、農林大臣の認定を受けた生産者団体の販売計画に基づき行なつており、産地指定場所を三十七カ所に増加したほか、四十一年度から市場手数料相当額、運賃その他諸掛りの算定方法の改善等買入れ価格の改善合理化を図つた。なお、枝肉の保管については現在検討している。

四、市場間格差の形成要因の調査結果をまとめて、検討をすすめたい。

青森県平館村石崎に漁港設置の請願(第一一八二号)

漁港の設置については、当該地区の自然的経済的立地条件、港勢の概要、隣接漁港との関連等を十分調査し、青森県知事の意見を徴したうえ検討したい。

鹿児島県加治木管林署林業作業車道の大波之池登山観光有料道路兼用促進に関する請願(第一一八二五号)

当該林道は、管理林道として国有林の管理經營に資することを目的に本年度より開設事業を行なつてゐるものであり、現在は、国有林經營の現状、事業上の觀点より幅員三・六mで実施中である。しかし、この地域は国立公園区域でもあり、将来觀光等の面で一般の利用度が大きいことが考えられるので、路線の選定に当たつては、拡幅が容易にできるよう考慮を払つてまいりたい。また、できるだけ短期間に完了するよう検討いたしたい。

一九六六年中國經濟貿易展覽会開催に関する請願(第二二二二号)

同 業省産業省

昭和四十一年度中國經濟貿易展覽会は予定どおり十月一日から同月二十一日まで北九州市において、また十一月二十日から十二月十日まで名古屋市においてそれぞれ開催することになつてゐるが、これが円滑に終了するよう配慮いた所存である。

中國展は予定通り十月一日～二十一日まで北九州市に於て、十一月二十日～十二月十日まで名古屋市に於て開催することになつており、本展覽会が円滑に終了するよういたしたい。

なお、本展覽会のため必要とする中国人の入國について、政經分離の建前にのつとり、個別的に忌避事由のないものについては入國を認めめる方針であり、今後も同様措置する方針である。

菓子中小企業近代化設備融資に関する請願(第一一六〇六号)

同 同

中小企業設備近代化資金は、輸出の振興その他の見地から設備の近代化を特に促進する必要がある業種および企業に対して貸付けを行なうこととなつてゐる。ところで、菓子製造業については、その業態が多岐にわたつており、現有設備の老朽状況、新增設備の必要数、従業員規模別の分布等につき、業界全般の実情を把握し難い状況にあり、したがつて、直ちに菓子製造業を全体として中小企業設備近代化資金の貸付対象とすることは現状からすると困難と思われるが、菓子製造業をさらに細分化した個々の業種について請願の趣旨に即し具体的に検討した

石炭産業振興総合対策等に関する
請願(第一一八八一號)

同

体温計販売業の登録制を藥局、藥店に限り除外する等の請願(二件)
(第八七九・九一六号)

同

上必要なあるものについて貸付対象とすることとし、すでに昭和四十一年度において米菓製造業を対象としたが、今後ともこの方針にそつて極力追加することとした。なお、協業化、共同化の方向に沿つた事業については、現在、中小企業高度化資金の貸付けを受けることが出来る。

計量法の一部を改正する法律(昭和四十一年法第一一二号)により、販売事業の登録制の対象とする計量器は政令で指定するものに限定されることとなつたが、その指定については、同法の施行日(昭和四十一年六月を予定)までに計量行政審議会等の意見を徴して慎重に行なうこととしている。

一、石炭鉱業の長期安定について

(一) 総合エネルギー政策における石炭の位置づけについては、石炭鉱業審議会が、石炭の供給力、需要確保の見通し、総合エネルギー供給の経済性と安定性、地域社会経済に對する影響等の觀点から検討を重ねた結果、五、〇〇〇万トン程度とすることが妥当であるとの結論に達した。政府もこの趣旨を尊重して、昭和四十一年八月二十六日に行なつた石炭対策に於いての閣議決定に当たつては、石炭の位置づけを五、〇〇〇万トン程度としたが、需要の確保については五、〇〇〇万トン以上となるよう積極的に努力することとした。今後はその方向に沿つて必要な措置を講ずることとした。

(二) 石炭鉱業の経営基盤の確立については、八月二十六日に行なわれた石炭対策についての閣議決定において炭鉱の近代化、機械化を一層促進するほか、炭層探査および坑道掘進に対する助成措置を拡充強化すること、過去の閉山合理化過程において発生した過重な負担約一、〇〇〇億円を財政資金によつて肩代わりすることとし、あわせて必要に応じ、一定限度の安定補給金を交付することとしており、この線に沿つて所要の措置を講ずることとした。

(三) 保安の確保は、石炭鉱業の安定の基礎であることに、「んがみ、保安教育訓練の徹底を期するため、鉱山保安センターを設置す」

るよう努力していただきたい。

なお、炭鉱事故の防止についての科学的研究は、現在工業技術院資源技術試験所等において行なつており、保安施設の改善指導は、各地方監督検査に際して、鉱山の実情に応じて実施しているところであるが、今後ともこれらについては十分強化していただきたい。

(四) 雇用の安定対策としては、炭鉱住宅の整備、医療体制の充実等による生活環境の改善、近代的な作業環境の整備、労働条件の改善を図るとともに、坑内作業従事者に対する特別年金制度の創設を行なう等の措置を講ずることとしたい。

(五) 茨城県における学園都市建設に伴うセンターラルヒートイングシステムについては現在関係省庁において検討中であるが、その具体的方法については、常磐地域における石炭需給の問題をも十分勘案して決定することとした。

二、鉱害復旧対策について

(一) 鉱害の予防対策については、鉱害予防工事が円滑に実施されるようするため、鉱害基金からの鉱害予防工事資金融資制度の拡充に努める。鉱害発生後の事態に対しても、鉱害復旧事業費予算を拡大し、すみやかに鉱害復旧事業を実施するようにしたい。

(二) 藤原川の鉱害については、昭和三十八年度から鉱害復旧事業を実施している。

(三) 坑内水の増大については、周辺地域の炭鉱による土地の掘さくとの因果関係を科学的に調査してみなければ最終的な結論を出すことはできないので、鉱業法上の鉱害に該当するか否かについて検討することとする。しかし湧水の処理において排水施設の増強等が必要となる場合には、財政資金による融資等の資金援助を行なうこととする。

(四) 産炭地域振興対策については、な

自動車再燃焼装置等の整備に関する請願(第一五九二号)

同

国鉄小口貨物輸送の改善に関する請願(二件)(第二七三・三一六号)

運輸省

(一) お慎重に検討したい。
産炭地域振興事業団の業務の拡充強化については、今後ともその方向で検討していくべきだ。

(二) 中核企業の誘致については、過密地域対策とも併せて、なお、一層の努力を払つていくこととする。

(三) 終閉山地域における関連商工業者の移転、移転資金については、中小企業金融公庫および国民金融公庫からの産炭地域特別融資ならびに信用保証協会の産炭地域特別保証制度等により、その助成を行なつていいが、今後ともなお一層の配慮を加えていきたい。

(四) 産炭地域振興事業団の造成土地の譲渡価格については、極力引き下げるよう努力したい。

自動車の排気ガスについては、道路運送車両法に基づき、昭和四十一年九月一日以降に販売される新型車に限し、一酸化炭素の排出濃度を3%以内に定めるとともに、自動車の排気ガス中に含まれているその他の汚染物質、有害物質等についても法律上の規制対象とするよう検討したいと考えている。また、排気ガス浄化装置等についても、機械工業振興臨時措置法の対象品目としてとりあげ、その合理的な研究開発生産体制の確立を図るとともに、自動車排気ガスによる公害防止技術に関する試験研究についても、関係試験研究所において銳意推進しているほか、民間企業等に対しても補助金を交付しその促進を図っている。

昭和四十年十月一日から実施された国鉄小口貨物輸送の改善については、実施当初事務の不慣れ、通運体制の不備等の事情により一部に輸送の混亂が生じたが、その後国鉄に対する指導強化と通運作業能力の増強等により、漸次解消した。なお、今後とも円滑な輸送を確保して荷主の要望に応えるよう国鉄に対し十分指導していきたいと考えている。

身体障害者で、介護者を同行しなければ乗車

身体障害者の国鉄乗車(船)料金割

同

引等に関する請願(第三四二号)

十八才未満の一般勤労青少年に対する鉄道旅客運賃割引に関する請願(第三六〇号)

臨時行政調査会並びに地方制度調査会の答申に基づく運輸行政の分断化反対に関する請願(二件)(第一八七七・一四五五号)

三陸沿岸縦貫鉄道の早期完遂に関する請願(第八八九号)

同

同

同

(船)する事が困難な者については、本人と介護者の二人について一人分の運賃および普通急行料金又は準急行料金を收受する事が現行制度の本旨である。しかし単独で乗車(船)する場合でも百軒を超える場合には、運賃負担がやや重くなると考えられるので、特に運賃について五割引としているが、本制度は、国鉄その他地方鉄道事業者の負担において行なわれており、現行以上に割引の枠を広げることは、他の割引措置との振合上困難である。

勤労青少年に対する運賃割引については、盆および年末年始に帰郷する者に対し、昭和四十一年七月十五日から実施した。

請願の趣旨は、広域的、一元的自動車行政の実施の必要性および運輸行政の一環としての総合的自動車行政の実施の必要性に照らして、もつともと思われるところであり、昭和四十一年七月の行政管理委員会の「地方事務官制度の改革に関する意見」の趣旨にもかんがみ、陸運事務所の国直轄化を推すすめたい。

一、石巻・柳津間の路線については、鉄道敷設法別表予定線に該当していない。予定線編入については、今後他の線とともに検討したい。

二、本吉・前谷地間の路線は気仙沼線として工事線となつており、現在、前谷地・柳津間について、路盤工事実施中である。

三、久慈・宮古間および釜石・大船渡(感)間はそれぞれ、久慈線、盛線として工事線となつておらず、前者は久慈・普代間を、後者は盛綾里間を路盤工事実施中である。なお、前者については、昭和四十一年度、宮古・田老間についても路盤工事に着手する予定である。

請願の趣旨は、広域的、一元的自動車行政の実施の必要性および運輸行政の一環としての総合的自動車行政の実施の必要性に照らして、もつともと思われるところであり、昭和四十一年七月の行政管理委員会の「地方事務官制度の改革に関する意見」の趣旨にもかんがみ、陸運事務所の国直轄化を推すすめたい。

国鉄備作線建設促進に関する請願(第三件)(第一二六六・一二七八・一三一五号)

鉄道事故及び交通事故防止のための法制化等に関する請願(第一五六八号)

同

本請願での備作線とは、現在工事線となつてある智頭線の大原附近より分岐し、姫新線および山陽本線と交差して赤穂線西片上附近に至る路線であるが、現在、鉄道敷設法別表予定線に該当していない。この路線のうち、赤穂線西片上附近より棚原町に至る区間には、現在私鉄片山鉄道が通っている。予定線編入については、他の線とともに今後検討したい。

一、鉄道営業法により旅客および公衆は、線路上を通行した場合处罚されることになつていい。また鉄道係員は、鉄道地内にみだりに入つた者を退去させることができる。

二、エアーコンプレッサー等を装備することは、目下のところ技術上困難とされている。なお、線路上の置石等の排除については、現在、車両には前頭に排障器を設けている。

三、駅名標示板はできるだけ見やすい所に取付けることになつており、更に車内放送等により旅客に迷惑をかけないよう指導したい。

四、車内放送等の活用に努め、今後十分指導したい。

五、特に混雑の激しい通勤時においては、新性能車両(四つドア)、両開きの投入等により改善を図つている。

六、(一) 踏切については、信号機が設置された場合(青信号の場合に限る)を除いては、その直前で一時停止しなければならないとされている。(道路交通法第三十三条)

(二) 前記のとおり法上一時停止が義務付けられているが、見通しの悪い踏切等一時停止する位置を明らかにする必要がある踏切については、関係者間の協議により路面標示等により一時停止する場所を表示するよう配意したい。

七、踏切道の拡幅については、現在、踏切道改良促進に基づき、改良すべき踏切道を指定し、その改善に努力しており、今後も強力に促進したい。

八、酒酔い運転および無免許運転については、きわめて危険な行為であることにかんがみ、道路交通法(第百七十二条の二、第百十八条に)おいてきびしい罰則が規定されており、諸外

官報(号外)

臨海工業地帯上空飛行空路変更に
関する請願(第一五九三号)

同

国鉄第三次長期計画工事に地元業者
者の入札参加に関する請願(二件)
(第二二三・二一四七号)

同

国のそれと比べてもかなりきびしいものであるので、現状においては相当なものと考えられる。

九、現在、踏切警手のいない踏切を路線にもつて、その場所、時期、規模、工期、難易、請負業者の協力を必要とするが、工事については、その場所、時期、規格を附与している。

九、現在、踏切警手のいない踏切を路線にもつて、その場所、時期、規模、工期、難易、請負業者の協力を必要とするが、工事については、その場所、時期、規格を附与している。

九、現在、踏切警手のいない踏切を路線にもつて、その場所、時期、規模、工期、難易、請負業者の協力を必要とするが、工事については、その場所、時期、規格を附与している。

九、現在、踏切警手のいない踏切を路線にもつて、その場所、時期、規模、工期、難易、請負業者の協力を必要とするが、工事については、その場所、時期、規格を附与している。

九、現在、踏切警手のいない踏切を路線にもつて、その場所、時期、規模、工期、難易、請負業者の協力を必要とするが、工事については、その場所、時期、規格を附与している。

十、車両は、踏切を通過するに際し、一時停止と安全確認については、道路交通法(第三十三条、第一項)において規定されており、これが罰則は、現段階において相当と思料される。

十一、踏切警手に交通指示権を附与することについて、現在の踏切警手の資格問題、道路交通警察権との関係等の問題もあるので、今後慎重に検討したい。

十二、踏切における追越の禁止については、道路交通法(第三十条)において規定されている。

川崎臨海工業地帯における航空機による災害防止のため、次の措置を速やかに実施することとした。一、東京国際空港を使用する運航関係者に対し、工業地帯上空の飛行制限に関する関係NOTAM(運航関係者に周知する情報)の遵守の徹底を図るとともに、滑走路、A、Cの南側に離陸する航空機が右旋回を行なう場合は同地帯を避けて行なうこと、および滑走路Bを使用する航空機はできる限り高い高度で同地域を飛行すること。二、工業地帯の低空飛行を地域所在の消防機関が認めた時は、東京航空保安事務所航務課に連絡する。航務課は、当該操縦者を調査し、低空飛行を行なわせないよう措置する。

東海道新幹線の騒音による公害対策に関する請願(第二二一六〇号)

同

小樽港第四号、ふ頭の早期着工に
関する請願(第二三二〇一号)

同

小樽港第四号、ふ頭の早期着工に
関する請願(第二三四八号)

同

「審議会」の審議を経て支社長がそれぞれ施行能力を示す資格を附与している。第三次長期計画工事を完遂するためには多くの請負業者の協力を必要とするが、工事については、その場所、時期、規模、工期、難易、請負業者については、地方的な資力信用、技術力、工事能力等の諸要素を総合的に考慮して前述の資格の範囲内において地元業者の活用を図つてゆきたい。

東海道新幹線の運行に伴う騒音については、設計の当初から可能な限り配慮したのであるが、現状においては余儀ないと考えられる。

なお、特殊の箇所については、騒音の発生を抑制できるかどうか、また発生した騒音をいかに外部に拡散しないようにするかについて、技術上から目下銃意調査研究中であるので、結論を得るまでにさらに若干の時日を要する見込である。

宮守線は、宮津線宮津駅より南下して私鉄北丹鉄道の終端駅河守に連絡する路線で工事線となつており、昭和四十一年度路盤工事に着手する予定である。

河守から山陰本線福知山駅に至る路線を、前記宮守線と一貫輸送するため、国鉄線として敷設するには、鉄道敷設法を改正して、予定線に編入しなければならない。

予定線編入については、鉄道建設審議会にもはかつて十分検討したい。

小樽港の港湾取扱貨物量は、昭和四十年実績で米穀類、石炭類、機械類等で約五百六万屯であり、港湾整備五年計画の最終年次である昭和四十四年には約六百五十四万屯と推定され、事業費約三十億七千万円をもつて三号ふ頭(岸壁(一〇m)一バース、岸壁(九m)一バース等)、四号ふ頭(岸壁(七・五m)一バース、岸壁(五・五m)一バース等高島町(岸壁(五・〇m)三バース、防波堤等)および外防波堤のかさあげ等の整備を予定している。

昭和四十一年度は事業費約四億九千万円をもつて三号ふ頭の岸壁(一〇m)、岸壁(九m)をそれぞれ完了し、外防波堤のかさあげ、およ

神奈川県川崎市臨海工業地帯上空の飛行禁止に関する請願(八件) (第二五八七・二五八八・二五八九・二五九〇・二五九一・二五九二・二六二三・二七二三号)	同	同	同
國鉄中央線三鷹、立川両駅間の複々線化早期実施に関する請願(第一八四一号)	同	同	同
運輸行政機構改革、合理化反対等に関する請願(第一八九四号)	同	同	同
川崎臨海工業地帯における航空機による灾害防止のため、次の措置をすみやかに実施することとしたい。 一、東京国際空港を使用する運航関係者に対し、工業地帯上空の飛行制限に関する関係N O T A M(運航関係者に周知する情報)の遵守の徹底を図るとともに、滑走路A、Cの南側に離陸する航空機が右旋回を行なう場合は、同地帯を避けて行なうこと、および滑走路Bを使用する航空機はできる限り高い高度で同地域を飛行すること。 二、工業地帯の低空飛行を地域所在の消防機関が認めたときは、東京航空保安事務所、航務課に連絡する。航務課は、当該操縦者を調査し、低空飛行を行なわせないよう措置する。			
東京国際空港B滑走路延長具体化促進に関する請願(第一九四六号)	同	同	同
油による海水汚濁防止条約の批准及び国内法の制定促進等に関する請願(三件) (第九六七・九九七・二八三六号)	同	同	同
電報特別配達区域規程改正に関する請願(第一八〇一号)	郵政省	同	同
「一九五四年に作成され一九六二年に改正された油による海水の汚濁の防止に関する国際条約」の受諾にあたつては、海水汚濁による水産資源その他の被害を防止するため船舶の廃油投棄の規制、船舶の油流出防止装置の設置および陸上における廃油受入施設の整備を図る等の措置を構ずる必要があるので、次期通常国会を目標として、関係国内法令の制定とあわせて予算措置についても検討中である。さらに、同条約については、これらの国内体制の整備と併行して受諾することについて、国会の承認を得られるよう措置することとなつてゐる。右に同じ。	特別配達区域を配達局から陸上十キロメートル以上にされたいとの要望であるが、特別配達区域を縮小することは、現在多額の赤字を生じてゐる電報事業の収支状況ならびに国内他企業の配達制度および諸外国の電報配達制度において	び高島町の防波堤等の整備を実施している。 昭和四十二年度は、四号ふ頭の岸壁(一七・五m)着工、外防波堤のかさあげ、高島町の防波堤等の促進を図るために事業費約六億二千万円を要求している。 なお、四号ふ頭の大型船岸壁については、船型の大型化のすうせい等を十分調査の上、今後検討することとした。 鐵道新線の予定線への編入については、鐵道敷設法(大正十一年法律第三十七号)の別表改正を要する事項であるので、今後慎重に検討することとした。	三、行政需要の増大に対処するため、凍結定期の解除等による所要定員の増加に努力しており、昭和四十一年度においても、航空機事故緊急対策等の実施に伴い、航空機関係百八名の増員をみてる。退職勧奨については、多年の人事慣習もあり、これが実施にあたつては、欠員補充の方法等を考慮の上、慎重に実施することとした。 三、行政需要の増大に対処するため、凍結定期の解除等による所要定員の増加に努力しており、昭和四十一年度においても、航空機事故緊急対策等の実施に伴い、航空機関係百八名の増員をみてる。退職勧奨については、多年の人事慣習もあり、これが実施にあたつては、欠員補充の方法等を考慮の上、慎重に実施することとした。 三、行政需要の増大に対処するため、凍結定期の解除等による所要定員の増加に努力しており、昭和四十一年度においても、航空機事故緊急対策等の実施に伴い、航空機関係百八名の増員をみてる。退職勧奨については、多年の人事慣習もあり、これが実施にあたつては、欠員補充の方法等を考慮の上、慎重に実施することとした。

も、おおむね四キロメートル以上の地域は配達料を利用者負担としていることなどからみて困難である。

神奈川県横須賀市内電話の同一料金化に関する請願(第二九〇七号)

同一行政区域内の電報局でありながら相互間が市外通話となつてゐるところは全国的に相当ある。電電公社としては国民の要望に応えこれを解消したいと考えているが全個所について解消するには多額の工事費を要し、電電公社の現在の財源事情からは到底これに応ずることができないので、一定の標準を設けてこれに該当するもののみ実施している。

浦賀局の場合は距離が近いので、新電話局建設に伴なう自動改式時に横須賀の他の市内局と市内通話にする予定である。

郵便事業の正常な運行を期するため日曜配達廃止実現に関する請願(第三三八号)

日曜日における郵便物の配達は将来漸次休止の方に向うべきものと考えられるが、これを円滑に実施するためには世論の支持が必要であるとともに週末の一般社会活動が現在より一段と弱化し、週末の差出郵便物が減少して一週間を通じての配達郵便物数が平準化(特に月曜日の配達物数が減少)することが必要であるので、今後なお世論の動向や配達郵便物数の推移等を勘案しつつ慎重に検討してまいる方針である。

右に同じ。

高知県佐川町西佐川地区に無集配特定郵便局設置に関する請願(第二三六号)

布施市南部地区に無集配特定郵便局を設置する計画については、昭和四十一年十二月一日同市大連に開設する予定で目下取り組み中である。

東京都玉川郵便局局舎増築促進に関する請願(第二九三号)

局舎増築の必要は認められるので、他との振り合いでみてなるべく早く改善するよう検討している。

簡易生命保険および郵便年金資金の運用は積

範囲拡大と余裕金直接運用に関する請願(三十五件)(第二三三九・二九一・二九二・三一〇・三一一・三三三・三三四・三三九・三八六・四一七・四六九・五一・五二・五二六・五三〇・五三一・五四〇・五九九・六六一・六六二・七二・七七三・七九一・七九七・八一八・八二〇・八九一・八九八・九六六・一一〇・一一五四・一一八三・一一八四・一二〇一・一三九八・一三九九号)

郵便年金積立金の運用制度改善に関する請願(第六六〇号)

最低賃金法改正に関する請願(第二一五六号)

一、最低賃金制のすすめ方に關しては、労使公益三者構成の中央最低賃金審議会の答申に基づき、昭和四十一年度末を目指とする最低賃金推進計画を実施し最低賃金制の実効ある拡充に努めているところである。

二、將來の最低賃金制のあり方については、昭和四年八月中旬中央最低賃金審議会に最低賃金制の基本的なあり方について諮問し、同審議会において検討がすすめられているところであるので、その結論をまつて善処いたした。

右に同じ。

立金については、契約者貸付および電力債に対する運用を除き、すべて財政投融资計画の範囲に限られ、その融通条件も諸種の制約を受けおり、また、余裕金についても資金運用部への預託が義務づけられているため、加入者負担の軽減を図るに必要な運用利回りの確保が困難な状態である。運用範囲の拡大、余裕金の直接運用など運用制度の改善は、事業の進展に欠くべからざる要件であり、その実現については、銳意努力を重ねているところであるが、簡保年金資金は国家資金であるとの観点から、国債発行等民間資金まで動員している現在の経済環境からその実現は極めて困難な状況である。

しかし、加入者である国民の利益を増進することは、事業本来の使命があるので、運用範囲の拡大、余裕金の直接運用の実現については、今後さらに努力する。

緊急失業対策法に基づく事業運営の実態調査とその対策に関する請願(第二六五〇号)

失業対策事業の運営に當つては、従来より地域別の失業状況を十分調査し、当該地域における失業者の技能、体力等の状況に見合つた事業種目を選定することとしている。また、その就労者の賃金の額は、同一地域における類似の作業に従事する労働者に支払われる賃金を考慮して地域別に、作業の内容に応じて定めているところである。

今後とも緊急失業対策法の趣旨に即した事業運営および賃金格付けをすべく事業主体に対する指導等については万全を期してまいりたい。

失業保険制度を改善し農民に適用する等の請願(第一三四八号) 同

同

一、季節労働者の失業は、失業保険制度の本質等からみて種々問題があり、その取り扱いについては検討しているところであるが、離職者の生活に及ぼす影響を考慮して、慎重を期してまいりたい。

また、農林水産業に対する適用については、その季節性等により、当然適用とすることは困難であるが、一定の基準に合致する場合は、現行制度においても任意加入の途が開かれている。

二、労働基準法上は、継続勤務一年以上の労働者に年次有給休暇を与えることとされており、このことは出稼労働者についても同様であるが、同法を上まわる有給休暇制度を労使間で自主的に設けることは何ら差しつかえがなくむしろ望ましいことである。しかしながら、労働条件の最低基準を定めている労働基準法上において、出稼労働者に対するのみ、現行制度以上の特殊の有給休暇を与えることとするのは、他の労働者との均衡の問題もあり、慎重に検討を要するものと考える。

三、いわゆる飯場の安全衛生について

事業付属寄宿舎規程においてその最低基準が定められているところであるが、現行の事業付属寄宿舎規程については、種々問題があること

にかんがみ、政府としては、現在、同規程の改正方につき、中央労働基準審議会に諸問中であるので、同審議会の答申をまつて善処いたしたい。

四、社会保障の一般的拡充改善を行なうべきことは、健全な福祉国家発展の見地から当然のことであり、今後とも鋭意努力してまいりたい。

最低賃金制のすめ方に關しては、中央最低賃金審議会の答申に基づき、重点対象業種および最低賃金額の目安を定めて業種別、地域別に最低賃金の設定を推進するよう努めているところである。

なお、将来の最低賃金制のあり方について、昭和四十年八月、中央最低賃金審議会に最低賃金制の基本的あり方について諮問し、その生

農林水産業に対する失業保険適用に関する請願(第一五六四号) 同

政府関係機関労働者の労働条件に関する請願(三件)(第八二七・八二八・八二九号) 同

同

同審議会において検討がすすめられていたころがあるので、その結論をまつて善処したい。

農林水産業については、その季節性等により、失業保険を当然適用することは困難であるので、現状においては、現行どおり任意適用としたい。

公庫、公團、事業団等いわゆる政府関係機関の労使関係については労働組合法、労働関係調整法が全面的に適用され、その職員の給与その他の労働条件は、労使間の自主的団体交渉を通じて決定される立前になつていて。ただ、これら機関は、その業務の公共性、特殊性にかんがみ、一般に、国又は地方公共団体の出資等によつて設立され、その業務運営についても国の交付金、補助金等が出されている。したがつて、その業務運営について、主務大臣、大蔵大臣等の承認等にかかるしめられている部分があり、職員の給与等の決定に関してもその面から使用者が事実上制約を受けることとなることがあるのはやむを得ないものと考える。

建設省

石淵ダム等北上特定地域総合開発事業に伴うダム構築による被害補償に関する請願(第一三五号) 同

北上特定地域総合開発計画にかかる石淵ダム、田瀬ダム及び湯田ダムは、北上川下流域における洪水の防禦、沿岸農地に対するかんがい用水の供給及び東北地方における産業振興のための発電事業の推進をはかるための北上川総合開発事業の一環として計画され、石淵ダムは昭和二十一年に工事着手、同二十八年に完成、田瀬ダムは昭和二十五年度に工事着手、同二十九年度に完成、湯田ダムは昭和二十八年度に工事着手、同四十年度に完成したものである。これら三ダムの建設に伴う水没者に対する補償については、それぞれの特殊事情のため、起業者である建設省としても、相当の配慮をなしたところである。即ち、田瀬ダムの用地買収については、昭和十六年に着工した当時一度補償がなされ、移転も行なわれていたものであるが、戦時体制により工事が中止され、戦後も食糧増産の国策により工事再開が遅れたため、いつたん買収した田畠を旧地主に利用させ、昭和二十五年の工事再開に当たつてこれら水没者に対して一般の水没補償と同様の補償をなし、その生

東京都町田市忠生土地区画整理実施計画に関する請願(三件) (第一二九七三・二九八五・三〇三〇号)

同

活再建について万全を期したところである。また、湯田ダムについては、その規模が大きく湯田村の中心となる三部落が水没するため、その補償に当たつては、水没者の再生対策を重視し、補償として実施し得るものとあわせて、県および村当局の協力を得て、他のダムに例をみない大規模な宅地造成、移転資金の融通、村外移転相談あつせん等の対策が講ぜられ移転先の確保が図られ、工事着手後比較的順調に一般補償を完了したところである。

特に問題とされている石淵ダムの用地買取は、昭和二十五年十月に協議が成立し、契約が行なわれたものであるが、当時は戦後のインフレーション下にあつたため、補償金をもつて代替地を取得することが困難であつた等の事実は認められる。このため、建設省および地元県としてもこれら被補償者に対し今日まで管理所の職員、工事人夫、造林署の伐採人夫として雇用を図り、自作農創設のための資金融通、開拓部落植あつせん、虹鱒、わかさぎの放流、道路の補修、飲料水の供給策を行なつてできる限りの範囲で措置を講じてきたところであり、今後とも地元県の更生対策の推進を促してゆきたいと考えているところである。

一、請第二九七三号について

町田市が首都圈整備の一環として(本地区は、昭和三十三年八月一日首都圈市街地開発区域の指定を受けた。現在近郊整備地帯である)、市街地開発区域の予定区域内に工場の誘致を進めていた際には、本地区内の区画整理の実施について、十分な説明がなされたとは認められないが、その後市当局は、区画整理について再三の説明を関係住民に対して行なない、都市計画として区域決定をしている。また、昭和四十年三月二十二日から三週間にわたり事業計画を公衆に縦覧したが、その際、利害関係人から意見書が提出されたため、東京都市計画地方審議会に付議し、審議会が意見書の採否を保留したので、町田市が再度の説明を関係住民に対して行なつた。その後審議会が意見書の不採択を決定したので、東京都知事が事業計画を認可(昭和四十一年八月二十四日)したものであり、町田市が独断で計画を実施しているとは認められな

建築線(東京都内戦災焼失地内の残存建築線廃止に関する請願(第一二四一號))

同

い。また、区画整理の実施によつてもたらされる道路、下水道等の公共施設の整備は、工場の生産活動にとつても必要なものであり、また、換地計画については、工場経営に支障をもたらすことがないように、あらかじめ関係住民を中心として構成される土地区画整理審議会の意見を聴取したうえ、施行者が公正に措置するよう適切に指導していく所存である。

二、請第二九八五号について
事業計画上の平均減歩率(約二十五%)及び公団体負担額(事業費約十九億円のうち約十億円)は、他の類似の地域における例に比較して、とくに不利であるとは認められない。また、個々の宅地の換地については、あらかじめ関係住民を中心として構成される土地区画整理審議会の意見を聴取したうえ、今後個々具体的に施行者が決定することになるが、その際に過少の宅地が生じないよう適切に指導していく所存である。

三、請第三〇三〇号について

本地域は、東京都における急激な人口増加の影響を顕著に受けて、隣接の相模原市とともに、都市施設の整備がなされていないのにとかかわらず、人口が急速に増加している地域があるので、早急に総合的な公共施設の整備を図る必要がある。また、区画整理は、公共施設の整備とあわせて宅地の利用増進を図るための事業であるが、必ずしも農業経営を不可能にするものではなく、本地区内においても農業の継続が可能になるよう施行者が施行面において配慮するよう適切に指導していく所存である。

以上の点を含めて、今後、事業が進められるにあたつては、関係住民の権利が十分に尊重されるように適切な指導監督を行なつていく所存である。

一般的に私道の廃止、変更是現地の状況の判断によりその可否を決定すべきものであるが、請願に係る私道の一部廃止は、原則として可能であると考えられるので請願の趣旨に沿つて善処したい。

一、違法建築物に対する規制方法を検討するた

不法建築規制に関する請願(第二二四一號))

同

(二四四号)

治水関係事業促進に関する請願
(二二七二・三一五号)

同

め、現在建設大臣の諸間機関である建築審議会において建築基準法その他の関係法令の改正を審議中である。

二、大阪府建築主事の布施市常駐その他違法建築物に対する規制の強化を図り、あわせて布施市長を特定行政官とするための指導を行なうよう大阪府知事に対し指示した。

なお、大阪府建築主事の布施市常駐その他違法建築物の規制の強化については、大阪府当局に照会したところ、昭和四十二年度から建築主事一名を含む職員六名を常駐させるよう、現在予算要求中とのことである。

一、治水事業五か年計画(昭和四十一年度と昭和四十四年度)は、総投資額一兆一千億円であり、このうちいわゆる治水事業費は八千五百億円と定められている。残り二千五百億円の内訳は、災害関連事業および地方単独事業費に一千五百億円、予備費に一千億円となつてある。予備費は、特に激甚な水害の発生の事態に対処して使用することとしている。

この実施に当つて、昭和四十一年度治水事業予算是事業費にして総額一千五百二十六億円(国費一千九十五億円)を計上しており、この額は治水事業五か年計画の年平均伸び率を相当回る額であり、今後も同計画の大幅な繰上げ促進について努力する所存である。

二、一級河川の指定は、国土保全又は国民経済上特に重要な水系に係る河川について、関係都道府県知事および河川審議会の意見をきいて政令で指定することは、当該河川の流域面積、高水流量、はんらん面積、人口、水需要状況等諸種の要素について総合的に判断して水系一貫した総合的な管理の見地から重要度の高いものを指定する方針である。

三、治水事業費の地方負担金の地方起債については、昭和四十一年度に十五水系、昭四十年度に四十水系合計五十五水系を指定したが、今後も適格性を有する水系について逐次指定をすすめていく所存である。

四、治水事業費の地方負担金の地方起債については、昭和四十一年度においては特別事業債を加え、ほぼ全額の起債が認められた。

五、公共土木施設の災害復旧事業は、從来直轄災害については、おおむね二か年復旧、補助

昭和四十一年度琵琶湖冬季放流に関する請願(第三六一号)

同

熊本県球磨川の一級河川指定に関する請願(第一九九号)

同

国道一六八号線の改修と完全舗装早期実現に関する請願(第七七号)

同

同

同

同

同

同

琵琶湖の冬季放流については、第一期河水統制事業に基づき実施しているものであるが、放流計画樹立にあたつては、その年の琵琶湖の水位、降雨予測等を基礎とし、関係機関の意見を聴取して立案している。特に琵琶湖水位の滋賀県住民に与える影響については、滋賀県の意見を考慮のうえ放流計画を決定している。

琵琶湖については、昭和四十一年四月一日付けで一級河川に指定した。

筑後川については、昭和四十一年四月一日付で一級河川に指定し、このうち指定区間に付けては管理の一部を関係知事に行なわせている。指定区間の変更又は廢止については、その必要性について十分検討のうえ決定することとした。

筑後川について、昭和四十一年四月一日付で一級河川に指定し、このうち指定区間に付けては管理の一部を関係知事に行なわせている。指定区間の変更又は廢止については、その必要性について十分検討のうえ決定することとした。

本路線は昭和四十一年度事業費三億四千三百万円で実施中であるが、今後も極力促進することとする。

なお、直轄工事施工については今後検討することといたしたい。

現行道路整備五か年計画は昭和四十一年度で第三年度目を迎えており、その後、道路交通量の計画を上廻る伸び、国土開発幹線自動車道路網の決定、交通安全施設等整備事業三か年計画の発足等新たな事態が生じていているので現行五か年計画の改定について、現在検討中である。今後、道路事業の拡大を図るには、從来のように揮発油税等の特定財源の大額な伸びが期待できない傾向にかんがみ、公債政策とも関連して、財源問題について慎重な検討を行なった。

道路整備事業については、長期の計画的な事

昭和四十一年度道路予算に関する
請願(第一三四号)

業の遂行が特に必要であつて、そのためには、事業計画と一体をなす財源計画の確立が重要であり、揮発油税等のごとく、長期的に安定した特定財源の確保が必要不可欠であるのでこれら燃料税収入については専定財源として確保する所存である。

現行道路整備五か年計画は昭和四十一年度で第三年目を迎えており、交通需要の激増、国土開発幹線自動車道建設計画、交通安全施設等整備事業の促進等により計画改定について現在検討中である。

東京都をはじめ地方公共団体の道路財源に対しては事情の許す限り措置してゆきたい。

東京都の街路事業については、都市再開発等の要請によつて都市機能の向上のため逐次増額してゆく所存である。東京都の道路整備五か年計画については、過密都市対策の一環としても所要の予算を計上した計画で推進する予定である。

昭和四十一年度の街路事業費は三百四十五億円であるが請願の趣旨に沿つて促進してゆきたい。

国道四十五号線整備に関する請願
(第八九〇号)

同

国道四十五号線は昭和三十八年度より建設省直轄事業として着手され、昭和四十一年度は事業費三十三億円である。この路線はアーチ式の陸中海岸にありトンネル橋梁等の構造物が多いため巨額の建設費と長期の工期を要するが昭和四十四年度概成を目指している。

青森県八戸市野辺地町間道路の国
道指定に関する請願(第八九二号)

同

群馬県大間町東通り線の改良、
舗装工事施行に関する請願(第一
〇八八号)

同

国道三号線佐敷太郎トンネルの換
気装置早急設置に関する請願(第
一八七六号)

同

国道百三十四号線の日の出橋改修
に関する請願(第一九〇六号)

近畿自動車道舞鶴線の決定並びに
早期実現に関する請願(第二二〇
三号)

国道百三十四号線の日の出橋改修
に関する請願(第一九〇六号)

札樽間高速道路の建設促進に
する請願(第二三三五〇号)

同

滋賀県瀬田川洗せきの操作規定期
定に関する請願(第三二六二号)

地すべり対策事業の促進に関する
請願(二件)(第二七一・三一四号)

同

同

同

なお、五月橋については、本年の二十六号台風により流出したので、災害復旧事業として実施するよう検討している。

佐敷太郎トンネルにおける交通量は昭和四十一年現在一日約二千台が観測されており、設計照度は二十ルックス、一酸化炭素の含有量は七P、Pm程度で、気象状態により視界不良と思われる日もあるが、直ちに換気装置を必要とする段階でないので、トンネル内の視界の状況、一酸化炭素の含有量等を測定し危険な状態を未然に防止するよう適切な時期に換気装置を設置する予定である。

本橋梁は全長三一・五メートル、幅員二二メートルのコンクリート橋で屈曲部には既に防護柵も設置してあるが、さらに、交通事故の実態を調査のうえ、交通安全施設等整備事業として処置するよう検討いたしたい。

第五十一回国会において国土開発総合自動道建設法の一部を改正する法律が成立して、本路線が設定されたので可及的すみやかに所要の調査の完了をまつて着工の見通しを検討いたしたい。

札幌、小樽間の本道路については、現在日本道路公團において道路整備特別措置法に基づく一般有料道路として昭和四十一年度より着工の予定である。

瀬田川洗せきの操作規定について、目下作成中であり、関係府県知事と協議を行ない早急に制定する考えである。

一、最近における地すべりによる被害の多発状況にかんがみ、治水事業五か年計画において地すべり対策事業を重点的に促進する所存である。
二、国は、地すべり防止工事に対しても、三分の二又は二分の一の国庫負担をしているが、これは、河川、砂防等の改良工事に対する国庫負担率と均衡が保たれていると考えられる。
三、地すべり防止工事の規模が著しく大である

地方財政法の一部改正（税外負担の禁止範囲の拡大）に関する請願（二十七件）（第五・二一・二五〇・二九四・三六六・三六七・三九四・四六五・四六六・四七七・四七八・四七九・五九一・五九二・五九三・五九四・六一七・六一八・六七七・六七八・六七九・六八〇・六八一・六八二・六八三・七二二・一五三七号）

自治省

四、地すべり防止工事をともなく地すべり防止区域の指定の基準は、地すべり地域の面積が五ヘクタール以上のものとしているが、この基準を緩和することについては、現在考えていない。

五、以上に述べたところから、当面は一から四までの事項に連して「地すべり等防止法」を改正することは考えていない。

六、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」は、暴風、こう水、高潮等の異常な天然現象により生ずる災害復旧事業を対象としており、地すべり防止施設の欠陥は緩慢かつ継続的な地すべり現象により起る場合が多く、この点負担法の目的と異なる面もあるので、今後検討いたしたい。

七、地すべり危険区域内の危険家屋等の移転については、住宅金融公庫による金融措置が講ぜられており、国庫補助制度については現在考えていない。

八、最近の各地における地すべりの発生状況にかんがみ、実態に即した地すべり防止工法の採用に努めるとともに、警報器の設置等予防措置の強化についても積極的な指導をしており、今後ともこのような施策の一層の促進をはかる所存である。

消防法規則第十条に規定する少量取扱量制限の緩和に関する請願（第一七九号）

（第一五六三・二一五四号）

地方財政の確立に関する請願（二）

（第一五六三・二一五四号）

同 同 同

旧樺太引揚市町村吏員の退隸料等支給に関する請願（第二四〇号）

非常勤消防団員の殉職者に対する遺族年金制度の法制化に関する請願（第五三六号）

消防法に定める危険物とその数量は、当該危険物の物理的、化学的性状等を考慮して定められているものであるから請願の内容に盛られたる実情のみを勘案して、その緩和を図ることには防災上不適切と思料される。ただ、政府としては、現在、消防庁の附属機関である消防審議会（危険物部会）において、消防法別表すなわち危険物の品名と数量についての定めが、現在の社会の実態にマッチしたものであるか否かを検討している段階にありその答申を待つて具体案をまとめて法令の改正に着手する予定である。請願の件についても、当審議会が審議されることとなるものであるから、その結論に基づいて処理する所存である。

一、地方団体の自主財源の増強については、現在、国地方を通ずる財源配分の問題として、地方制度調査会等において審議中であるので、その答申により善処してまいりたい。

二、地方団体の超過負担は、国と地方との経費負担区分の原則をみだし、かつ、地方単独事業を圧迫するものであるので、本年度に行なった解消措置に引き続き、今後とも完全解消に努力してまいりたい。

三、特別事業債の発行に伴う元利償還金の取扱いについては、明年度以降の地方財政を総合的に勘案して適切な措置を講じてまいりたい。

請願の退隸料については、旧樺太の市町村の職員に係る退隸料等を支給する地方公共団体が現存せず、また、地方公務員共済組合の組合員となつてないので、地方公共団体または地方公務員共済組合から当該給付を行なうこともできないが、外地における地方公務員に対する恩給制度に関する問題として今後検討してまいりたい。

非常勤消防団員の公務災害補償については、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令により、実施しており請願要旨である殉職者に対する遺族年金制度は、同政令を昭和四十一年四月四日（政令第一〇八号）に一部改正し、昭和四十一年四月一日以降の殉職者の遺族に年金を支給する措置を講じている。

地方公務員等共済組合法の一部改正に関する請願(七件)(第八三六・九〇九・九一〇・九一一・一二三・八・一二三九・一二四〇号)

社会保険関係職員の身分移管に関する請願(第一四五一号)

保健所国庫負担職員給等の超過負担解消に関する請願(第一四五三号)

地方財政の強化に関する請願(第一五五九号)

火災予防の目的から公共建築物、学校、旅館等の防火対象物については、消防法令により、一定の基準に基づく消火設備、警報設備、避難設備等の消防用設備等の設置が義務づけられているが、火災の危険性に応じて、防火対象物が設置するように消防機関が指導しているほか、防火対象物の消防用設備等、火気取扱設備等につ

地方公務員共済組合の短期給付に対する国庫負担の導入については、社会保障制度審議会等における医療保険制度の根本的な検討の結果および国家公務員の共済制度との関連等を十分に考慮の上慎重に検討いたしました。

都道府県および社会保険事務所において社会保険関係事務に従事する職員の身分移管について、職業安定行政関係職員および陸運事務所職員とともに地方事務官制度の問題として、臨時行政調査会および地方制度調査会の答申によつて、その改革の方向が定められている。さらに昭和四十一年七月に行政監理委員会から地方事務官制度の改革に関する意見も出されているので、すみやかにその結論をとりまとめのうえ、これが全面的な解決を図りたい。

地方団体の超過負担は、国と地方との経費負担区分をみだし、かつ、地方団体の単独事業を圧迫するものであるので、本年度予算において三百三十一億円の解消措置を講じたところであるが、なお、これが完全解消のため、今後とも努力してまいりたい。

一、地方団体の自主財源の増強については、現在、国地方を通じて財源配分の問題として、地方制度調査会等において審議中であるので、その答申により善処してまいりたい。

二、特別事業債の発行に伴う元利償還金の取り扱いについては、明年度以降の地方財政を総合的に勘案して適切な措置を講じてまいりたい。

三、地方交付税の算定方法については、これまでもその改善をはかつてきただところであるが、今後ともその合理化に努力する所存である。

戦傷病者に対する地方税減免等に関する請願(二十五件)(第三二六・三三〇九・二三一三・一三三五・二三四二・二三六五・一三六六・二三八七・二三八八・一三九五・一三四五・一三四〇・一三四一・二四八八・二五三九・一四八五・二五五九・二五九六・一五一八・二六二〇・二七四五・三〇八五号)

同

いても防火査察の実施によつてそれらの不備な個所を是正するよう指導しているところである。

特に、修学旅行宿泊施設については、多くの児童、生徒が宿泊することにかんがみ、学校当局から予め旅行先の消防機関に照会があつた場合においては、できるだけ宿泊先の概況を連絡するとともに、当該宿泊施設の防火防災上の警備について特別の指導をし、修学旅行生の焼死事故がないよう万全の措置を講じている。

今後さらに、請願の趣旨の徹底を期するよう指導していきたい。

一、(一) 住民税においては、来年度から戦傷病者特別援護法第四条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者は、障害者の範囲に含め、前年の所得が二十四万円以下の者は、非課税とするよう措置する予定である。

(二) 地方税とともに住民税は、地域社会の費用を住民がその能力に応じつづく負担するという特質をもつてゐるものである。したがつて、戦傷病者であるという理由のみで地方税を課さないということは困難であるが、来年度からは戦傷病者手帳の交付を受けている者は、障害者として住民税の非課税あるいは税額控除の適用を受けられるよう措置する予定である。

二、自動車税、軽自動車税の減免対象者である「下肢又は体幹に障害を有することにより、走行が著しく困難な者」の具体的範囲は、下肢または体幹に障害を有することにより身体障害者手帳の交付を受け得る者の範囲と一致するとの認められること、減免対象車両は各人一台に限つていることからその記録を身体障害者手帳で統一して行なつてゐる等の理由により、この減免措置を受ける場合には、身体障害者手帳の呈示を求めることとされてゐる。

戦傷病者でこの減免対象となる者は、当然身体障害者手帳受給資格を有するものと認められるので、身体障害者手帳の交付を受けることにより、減免措置の適用を受けられることとなる。

三、固定資産税は土地、家屋および賃却資産と

自動車税、軽自動車税軽減に関する請願(第三〇六七号)	同	同	同
<p>家庭用消火器規制に関する請願 (五件)(第二六二三・二九四四・二九五四・二九八一・三〇三三号)</p> <p>消防弾を簡易消化器として規定するの請願(五件)(第二三二九七・二六二一・二九四三・二九五三・二九八一号)</p>	同	同	同

それら所在市町村との応益関係を基礎とし、かつ、固定資産を所有することに担税力を見出しして、その所有に課する税であるので、所有者が戦傷病者であるという理由のみで一律に課税を免除することは困難である。

四、なお、戦傷病者が貧困であり生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者である場合には、その実情に応じ市町村において住民税および固定資産税を減免できることとされているので、このような減免措置を通じて実情に即した措置を講じるものと考える。

消防弾を法令上の簡易消化用具として、その設置および維持について規制することについては、消防弾の消防適応性、消防能力等を慎重に検討のうえ考慮したい。したがつて、現在直ちに法令の改正により同規制を実施することは、考えていないが関係者の意見を聴取の上、消防弾を消防用設備等として考えていくかどうかについて検討していくべき。

一般家庭については、火災予防について春秋の火災予防週間のほかに消防機関の行なう予防査察等を通じて火災に対する防火思想の高揚を図つているところであるが、現在家庭用消火器を消防用設備等の設置および維持について法令上の設置義務とすることは考えていない。しかし、家庭用消火器の一般家庭への普及度が高い現状にかんがみ、その品質の向上をはかるべく慎重に検討したいと考えている。

昭和四十年度からの自動車税および軽自動車税の引き上げは、地方財政全般の状況および自動車の増加による地方團体の増大する道路関係の財源需要を考慮して慎重に決定されたものである。

請願の趣旨については、自動車税の性格、地方財政全般との関連等を考慮して検討する必要があり、現状においては自動車税、軽自動車税の引き下げ等を講ずることは困難であると考えられる。

正期する	正	誤	行段終わりから四元
第四号中正誤			

昭和四十一年十二月二十日 参議院会議録追録(その二)

明治二十五年三月三十日
第三種郵便物認可

定価一部二十五円
(ただし良質紙は三十円
配達料共)

発行所

東京都港区赤坂葵町二番地
大蔵省印刷局

電話 東京 五八一四四二一(大)